

平成17年国勢調査の 独自集計による分析

分析テーマ

- ・ 福井県の労働状況
- ・ 子供のいる世帯



— 第2次基本集計分 —

福井県総務部政策統計課

目 次

分析・取りまとめの視点	1
用語の説明	1
第1部 概要	10
第1章 福井県の労働状況	10
1 労働力人口	11
2 就業者数	12
3 従業上の地位別	14
4 産業別	18
5 外国人労働者	21
第1章 まとめ	25
第2章 子供のいる世帯の傾向	27
1 子供の数別夫婦のいる世帯	28
2 世帯構成別にみた子供の数	30
3 夫妻の就業状況別にみた子供の数	32
4 妻の労働状態別にみた子供の数	34
5 妻の産業別にみた子供の数	36
6 妻の就業時間別にみた子供の数	38
7 夫の就業時間別にみた子供の数	40
8 世帯当たり延床面積別にみた子供の数	42
9 夫婦のいる世帯、母子世帯、父子世帯別にみた子供の数	44
10 子供のいない夫婦のいる世帯	46
第2章 まとめ	47
第2部 統計表	48

分析・取りまとめの視点

地方分権化が進む中、地方公共団体がそれぞれ地域の実情に応じた政策を推進するために、また、施策の効果を検証するために地方独自の統計分析の必要性が高まっています。このような中、全数調査である国勢調査の結果は、データの宝庫であり、活用の仕方によって多くの貴重なデータを提供してくれます。

そこで、今回の国勢調査の結果の分析については、これまでのように国から提供を受けた結果を集計するだけでなく、今後重点的に県や市町が取り組むべき施策に必要なデータを得るために、県の各部局や市町の要望を踏まえて本県独自の集計を行うこととしました。

なお、今回の分析・取りまとめは、平成18年度と19年度の2か年にわたって実施しており、昨年度（18年度）は国勢調査の第1次基本集計（人口、世帯数、世帯の状況など）について分析・取りまとめを行いました。2年目となる今年度は、第2次基本集計に関する分析として、「福井県の労働状況」、「子供のいる世帯の傾向」の2テーマについて分析を行いました。

一つ目の「福井県の労働状況」については、国勢調査の結果を基に時系列分析、都道府県比較、県内市町比較など多角的に福井県の労働状況を分析しました。二つ目の「子供のいる世帯の傾向」については、政策統計課が独自に集計したデータを活用し、世帯構成、夫婦の就業状況などさまざまな観点から福井県の子供の多い世帯、少ない世帯の傾向を分析しました。

用語の説明

○人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

○年齢・平均年齢

年齢は、平成17年9月30日現在による満年齢である。

なお、平成17年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

また、平均年齢は、以下の式により算出した。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{15歳以上就業者の年齢(各歳)} \times \text{15歳以上就業者の各歳別人口}}{\text{15歳以上就業者}} + 0.5$$

○配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

- 未 婚—まだ結婚をしたことのない人
- 有配偶—届出の有無に関係なく、妻または夫のある人
- 死 別—妻または夫と死別して独身の人
- 離 別—妻または夫と離別して独身の人

○国籍

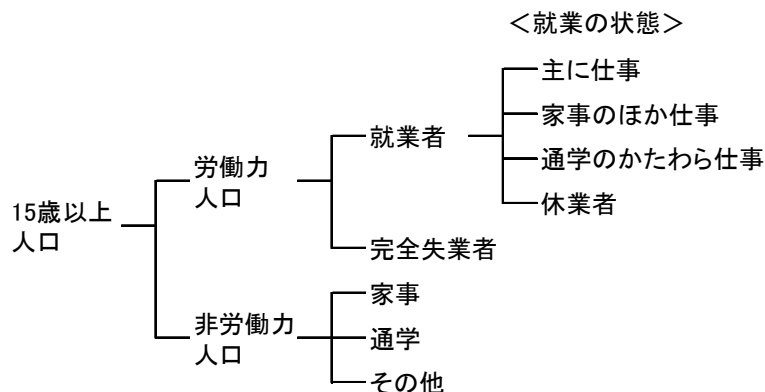
国籍を、「日本」、「韓国,朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分した。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人—日本
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人—調査票の国名欄に記入された国

○労働力状態

15歳以上の者について、平成17年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



○労働力人口

就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者—調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

- (1) 勤めている人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含まれた。

主に仕事－主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事－主に家事などをしていて、そのかわら仕事をした場合

通学のかたわら仕事－主に通学していて、そのかわら仕事をした場合

休業者－勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めて

から 30 日未満の場合、又は、勤め人が 30 日以上休んでいても賃金や

給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者－調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に

就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして

積極的に仕事を探していた人

非労働力人口

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事－自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学－主に通学していた場合

その他－上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

○従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における状況によって、次のとおり区分した。

雇用者－会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・

日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇

用されている人で、次にいう「役員」でない人

常雇－期間を定めずに又は 1 年を超える期間を定めて雇われている人

臨時雇－日々又は 1 年以内の期間を定めて雇用されている人

役員－会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・

理事・監事などの役員

雇人のある業主－個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁

護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主－個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁

護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営

んでいる人

家族従業者—農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者—家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

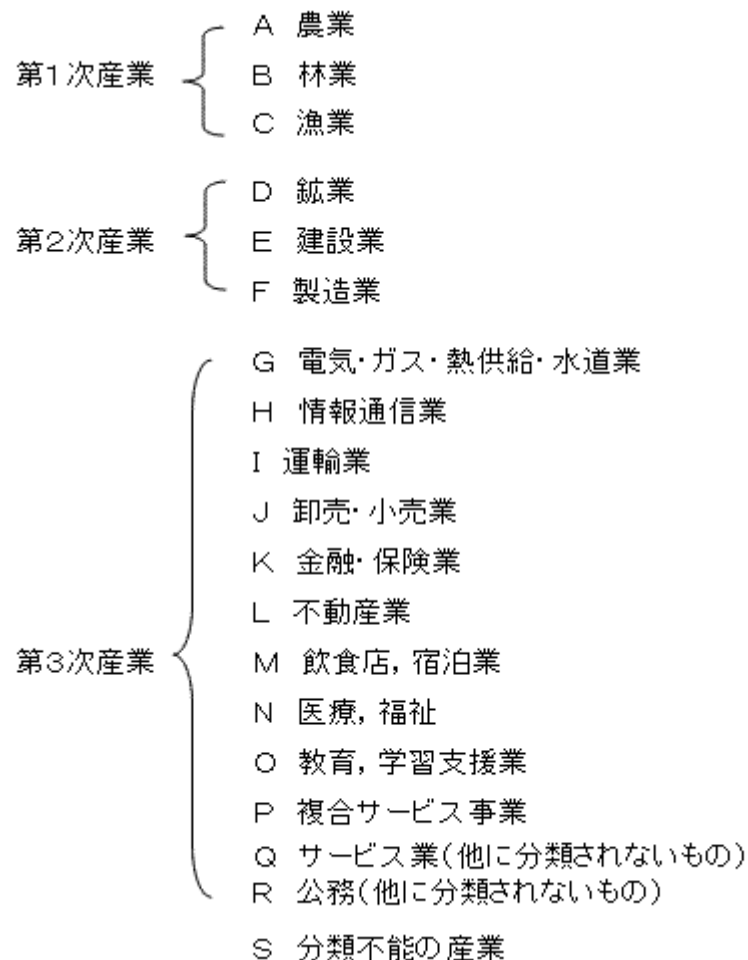
○産業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によった。

平成 17 年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成 14 年 3 月改訂）を基に、平成 17 年国勢調査の集計用に再編成したもので 19 項目の大分類、80 項目の中分類、228 項目の小分類から成っている。

なお、本報告書の産業（3 部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。



○就業時間

就業時間とは、就業者が調査週間中、実際に働いた就業時間の合計をいう。二つ以上の仕事に従事した人の就業時間は、それらの就業時間の合計とした。

○世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯とは、次のものをいう。

(1) 住居と生計を共にしている人々の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。

(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者または下宿屋などに下宿している単身者

(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)および(3)は棟ごと、(4)は中隊または艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

(1) 寮・寄宿舍の学生・生徒—学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

(2) 病院・療養所の入院者—病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり

(3) 社会施設の入所者—老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

(4) 自衛隊営舎内居住者—自衛隊の営舎内または艦船内の居住者の集まり

(5) 矯正施設の入所者—刑務所および拘置所の被収容者ならびに少年院および婦人補導院の在院者の集まり

(6) その他一定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など

○世帯人員および親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主および世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。

なお、養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

○世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

A 親族世帯—二人以上の世帯員から成る世帯員のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もこれに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれている。

B 非親族世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

C 単独世帯—世帯人員が一人の世帯

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯の関係によって、次のとおり区分した。

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II その他の親族世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

3 世代世帯

3 世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（または世帯主の配偶者の父母）、世帯主（または世帯主の配偶者）、子（または子の配偶者）および孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって 4 世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含まれる。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の 3 世代世帯は含まれない。

○母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別または離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

父子世帯とは、未婚、死別または離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

○高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

○住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

住宅—一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

住宅以外—寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

○住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を次のとおり区分した。

主世帯—「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯

持ち家—居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営の借家—その世帯の借りている住宅が都道府県営または市町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ、給与住宅でない場合

都市機構・公社の借家—その世帯の借りている住宅が都市再生機構または都道府県・市町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ、給与住宅でない場合
なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれる。

民営の借家—その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」および「給与住宅」でない場合

給与住宅—勤務先会社・官公庁・団体などの所有または管理する住宅に、職務の都合上または給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先会社または雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

間借り—他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

○延べ面積

延べ面積とは、各居住室（居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室）の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は延べ面積には含まれない。

なお、坪単位で記入されたものについては、1坪を3.3㎡に換算した。

第1部 概要

第1章 福井県の労働状況

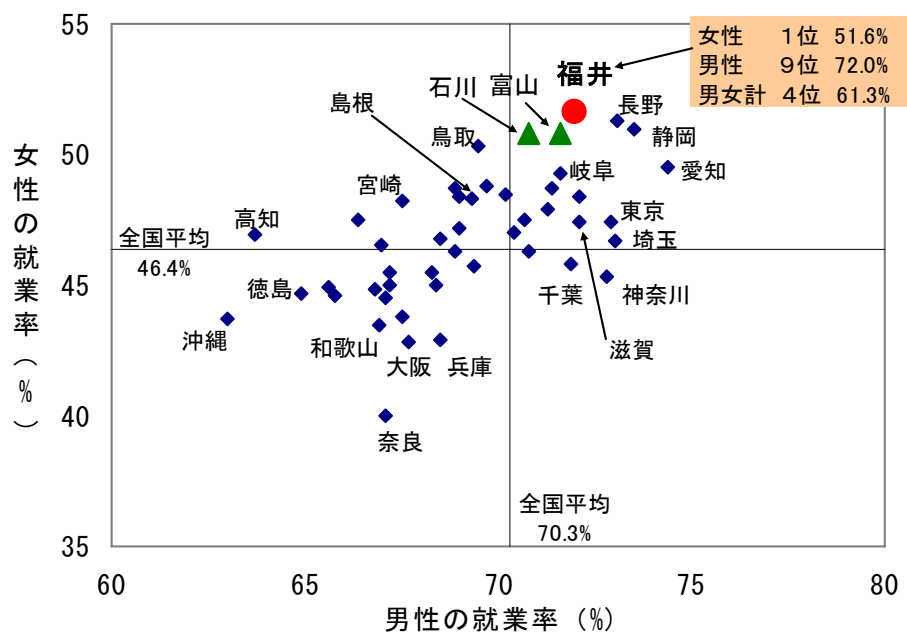
福井県民は働き者。よく聞く言葉である。

では、全国的にみて、どの程度働き者なのか。平成17年の国勢調査の結果からみてみよう。

図表1は、各都道府県の男女別就業率（15歳以上人口に占める就業者^(注1)数の割合）である。

これをみると、福井県の女性の就業率は51.6%で全国1位。男性も全国9位で、全国上位に位置している。男女合計でも全国4位であり、統計的にもまさに福井県民は働き者であるといえる。

図表1 男女別就業率—都道府県(平成17年)



それでは、県内市町別にみると、どのような傾向があるだろうか。また、男女では、どのような違いがあるのだろうか。

そこで、第1章では、福井県の労働状況についてさまざまな角度から分析したい。特に、過去から現在の変化、各都道府県と比較した場合の福井県の位置、県内各市町の特徴などを分析のポイントとして、「働き者 福井県」を分析してみたい。

(注1) 平成12年・17年の労働力率・就業率は、15歳以上人口から「労働力状態不詳」を除いて算出している。

1 労働力人口

福井県の労働力人口は平成7年を境に減少

【福井県の推移】

まずは、福井県の労働力人口からみてみよう。

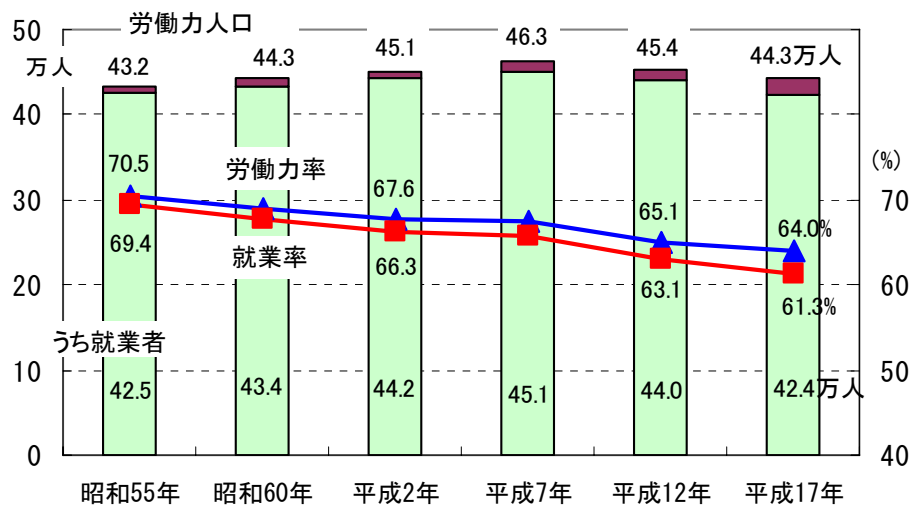
労働力人口とは、15歳人口の内、就業者および完全失業者（就業したいと希望し、求職活動をしているが、仕事についていない人）の総数である。この労働力人口は、労働力（働く力）の実態を表す数字として用いられ、この数字が増加すれば経済成長にプラスの影響、減少すればマイナスの影響を与える重要な指標である。

図表2をみると、福井県の労働力人口は、平成17年10月1日現在、442,747人であり、平成7年を境に減少している。また、労働力人口から完全失業者を除いた就業者数、すなわち、仕事に就いている人の数は同423,959人で、同じく平成7年を境に減少している。

なお、国勢調査によると、福井県の総人口は平成12年を境に減少^(注1)しており、労働力人口、就業者数はそれよりも5年早く減少に転じたことになる。これは、高齢化の進展により高齢（65歳以上）の労働力人口は増加しているものの、少子化により生産年齢（15～64歳）の労働力人口が平成2年を境に減少に転じたことが主な要因である。

また、平成17年の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は64.0%、就業率（15歳以上人口に占める就業者数の割合）は61.3%と、減少が続いている。

図表2 労働力人口の推移一県(昭和55年～平成17年)



(注1) 第1次基本集計 第1章 総人口、総世帯数(図表1)を参照されたい。

2 就業者数

女性就業率が極めて高い嶺北地方

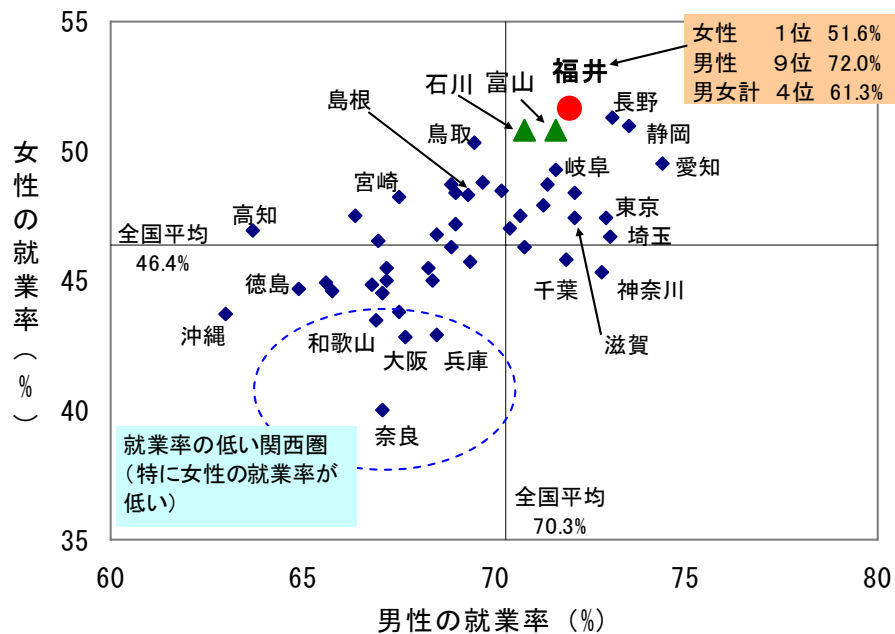
【全国比較】

次に、就業率について詳しくみてみよう。

図表1（再掲）は、各都道府県の男女別就業率を表したものである。男女合計では61.3%（全国4位）、男性は72.0%（同9位）、女性は51.6%（同1位）となっている。

全国的には、北陸3県は女性の就業率が高く、関西圏は低い傾向にある。

図表1（再掲） 男女別就業率—都道府県（平成17年）



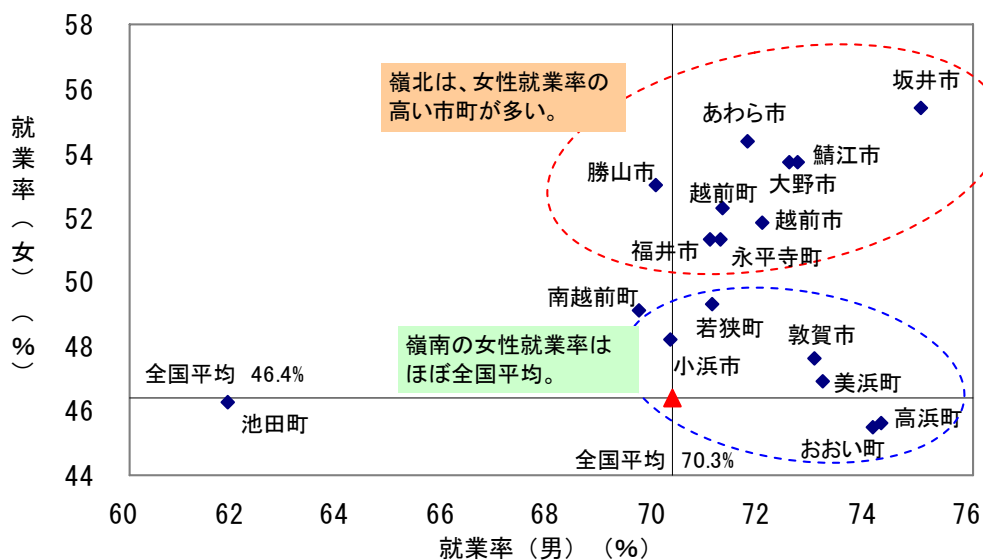
【県内市町比較】

県内市町別にみてみよう。

図表3をみると、嶺北地方には女性就業率が全国平均を大幅に上回る市町が多い一方、嶺南各市町の女性就業率はほぼ全国平均となっている。男性の就業率は、高齢化率の高い池田町で就業率が極端に低いものの、他の16市町間にはそれ程大きな差はみられない。また、坂井市は男女とも就業率が県内で最も高くなっている。これは、坂井市の年齢別人口をみた場合、65歳以上の高齢人口に比べ就業率の高い生産年齢人口の割合が高く^(注1)、このことが主な要因と考えられる。

(注1) 第1次基本集計 第2章 年齢・男女別人口、配偶関係（図表9、10）を参照されたい。

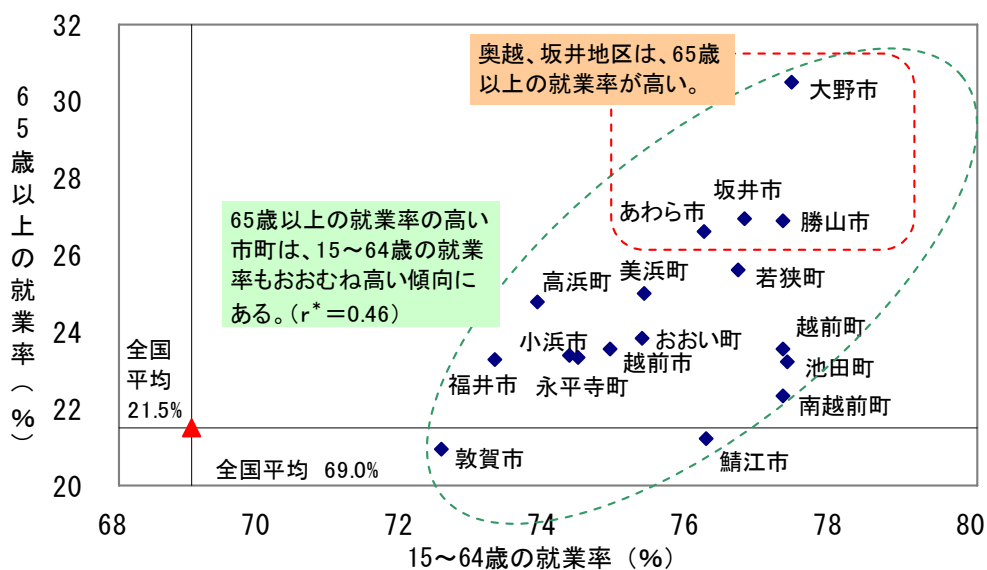
図表3 男女別就業率－17市町(平成17年)



年齢別(15～64歳、65歳以上)に各市町の実業率に違いがあるのかどうか、みてみよう。

図表4をみると、15～64歳の就業率はすべての市町が全国平均を上回っている。65歳以上の就業率では、敦賀市、鯖江市を除いた15市町が全国平均を上回っており、特に奥越、坂井地区の市町で高くなっている。また、65歳以上の就業率の高い市町は15～64歳の就業率もおおむね高い傾向がみられる。

図表4 年齢(15～64歳、65歳以上)別就業率－17市町(平成17年)



* rは相関係数を表す。

3 従業上の地位別

常用雇用の割合が高い嶺南地方の男性、嶺北地方の女性

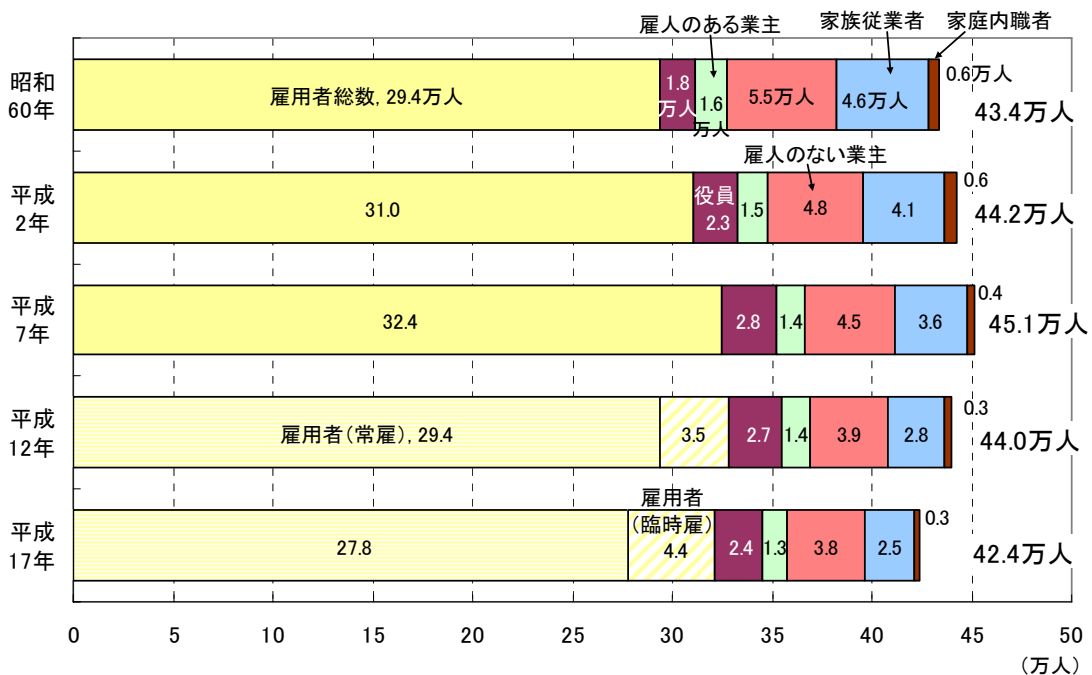
【福井県の推移】

次は、従業上の地位（雇用者、役員、業主（経営者）等）別にみてみよう。

図表 5 は、福井県の就業者数を従業上の地位別に表したものである。雇用者の総数（平成 12 年以降は常雇、臨時雇の合計）をみると、平成 12 年を境に減少している。内訳としては、常用雇用者が平成 12 年から 17 年にかけて約 1.6 万人減少する一方、臨時雇用者は約 0.9 万人増加している。

また、役員、雇人のある業主、雇人のない業主、家族従業者、家庭内職者は、近年いずれも減少している。

図表 5 従業上の地位別 15 歳以上就業者数一県（昭和 60 年～平成 17 年）

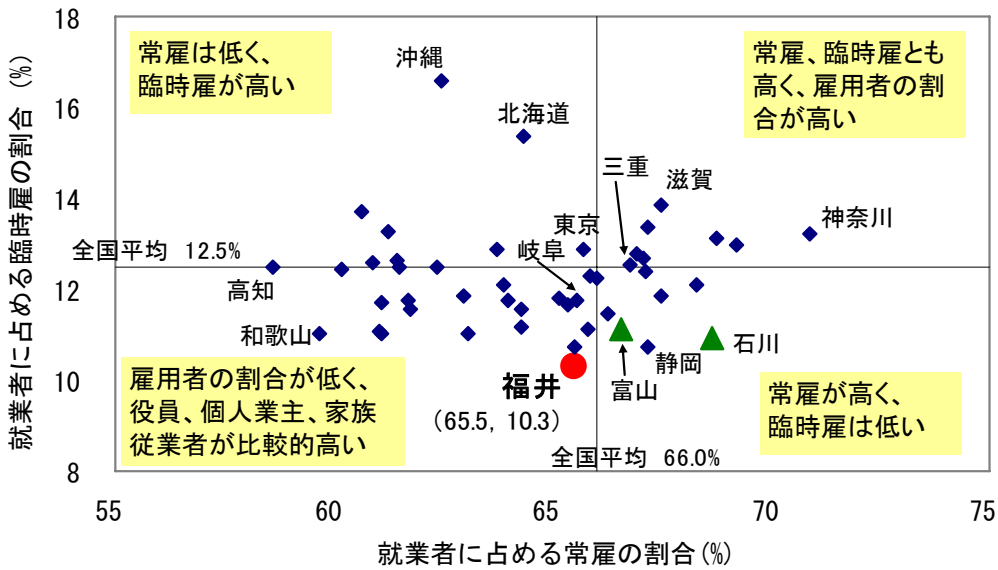


【全国比較】

各都道府県と比較した場合、福井県は従業上の地位にどのような特徴があるだろうか。図表 6 をみると、福井県は、役員や個人業主、家族従業者の割合が比較的高く、雇用者の割合は低い傾向にある。人口当たりの社長の数が全国で最も多いといわれている本県の傾向がここからもみてとれる。

また、就業者に占める臨時雇用者の割合は、10.3%と全国で最も低くなっている。

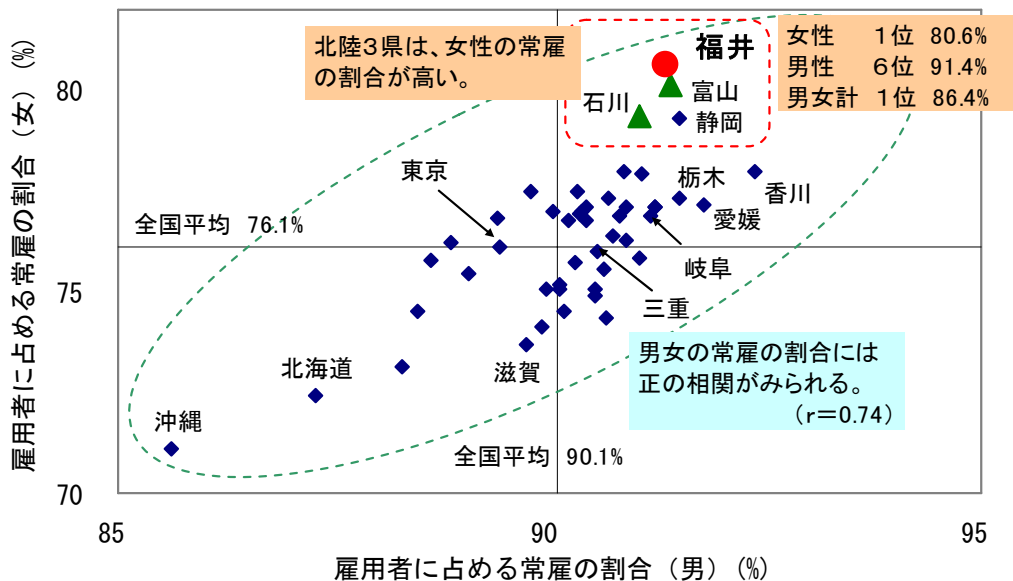
図表6 就業者に占める常用雇用者および臨時雇用者の割合—都道府県(平成17年)



雇用者に占める常用雇用者の割合(男女別)を都道府県別(図表7)にみると、福井県は男女合計で86.4%(全国1位)、男性は91.4%(同6位)、女性は80.6%(同1位)となっている。

全国的には、北陸3県の女性の常用雇用の割合は高くなっている。また、女性の常用雇用割合の高い県は、男性の常用雇用割合も高い傾向がみられる。

図表7 男女別雇用者に占める常用雇用者の割合—都道府県(平成17年)



【県内市町比較】

県内市町別にみた場合、地域的な特徴があるだろうか。男女別にみてみよう。

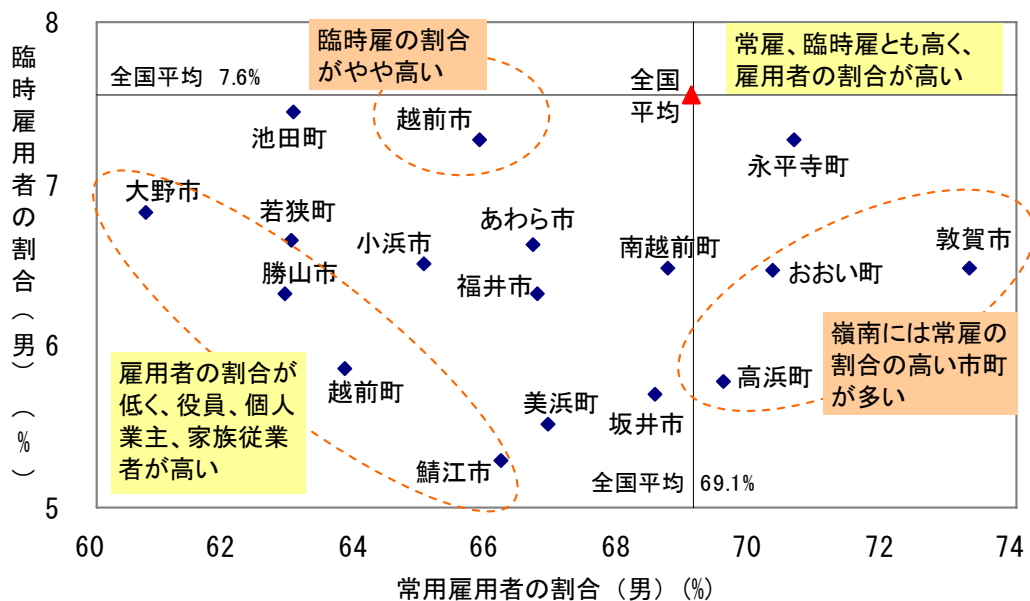
図表8は、男性就業者の常用雇用者および臨時雇用者の割合を表したものである。

臨時雇用者の割合をみると、県内すべての市町が全国平均よりも低くなっているが、外国人就業者の多い越前市では臨時雇用者の割合がやや高くなっている^(注1)。

常用雇用者の割合をみると、嶺北地方のほとんどの市町は全国平均よりも低くなっている一方、嶺南地方は全国平均よりも高い市町が比較的多い。これは、この地域に原子力発電所関連の企業が多く、また、そこに勤めている方が多いことも一要因と考えられる。

県内の多くの市町は、全国平均と比べ「雇用者の割合が低く、役員、個人業主、家族従業者が高い」エリアに分類され、特に、大野市や勝山市、地場産業の盛んな鯖江市や越前町はこの傾向が顕著に表れている。

図表8 就業者に占める常用雇用者および臨時雇用者の割合(男)－17市町(平成17年)



(注1) 越前市の男性外国人就業者に占める臨時雇用者の割合は51.3%（県平均24.6%）と非常に高くなっている。また、越前市の男性臨時雇用者に占める外国人の割合も21.9%（県平均4.8%）と非常に高くなっている。

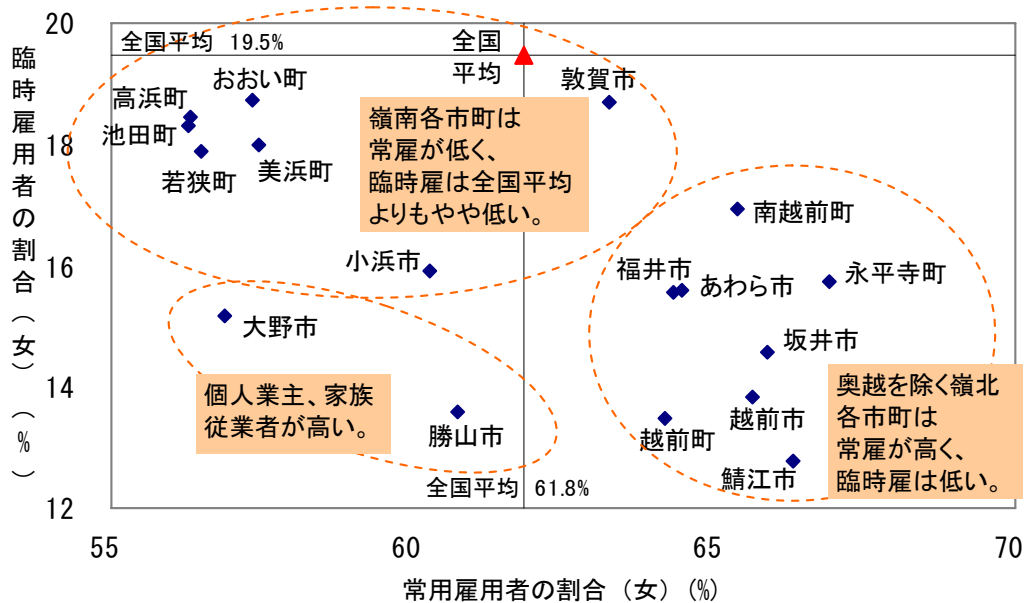
女性就業者の常用雇用者および臨時雇用者の割合（図表9）をみてみよう。

臨時雇用者の割合をみると、男性同様、県内すべての市町が全国平均よりも低くなっている。特に、嶺北地方の市町は全国平均よりも大幅に低く、嶺南の市町もやや低くなっている。

常用雇用者の割合をみると、奥越を除く嶺北地方の市町は常用雇用者の割合が全国平均よりも非常に高くなっている。一方、嶺南地方の多くの市町は常用雇用者の割合が全国平均よりも低くなっている。

福井県は、全国に比べ、「雇用者の割合が低く、役員、個人業主、家族従業者が比較的高い」、「臨時雇用者の割合が特に低い」傾向がある（図表6）が、市町別にみると、「臨時雇用者の割合については、県内のすべての市町が全国平均よりも低く、特に嶺北地方の女性の割合が低い」、「常用雇用者の割合については、嶺南地方の男性、奥越を除く嶺北地方の女性の割合が高い」、「大野市、勝山市、鯖江市、越前町は県内でも雇用者の割合が低く、役員、個人業主、家族従業者の割合が比較的高い」ことが分かる。

図表9 就業者に占める常用雇用者および臨時雇用者の割合(女)－17市町(平成17年)



4 産業別

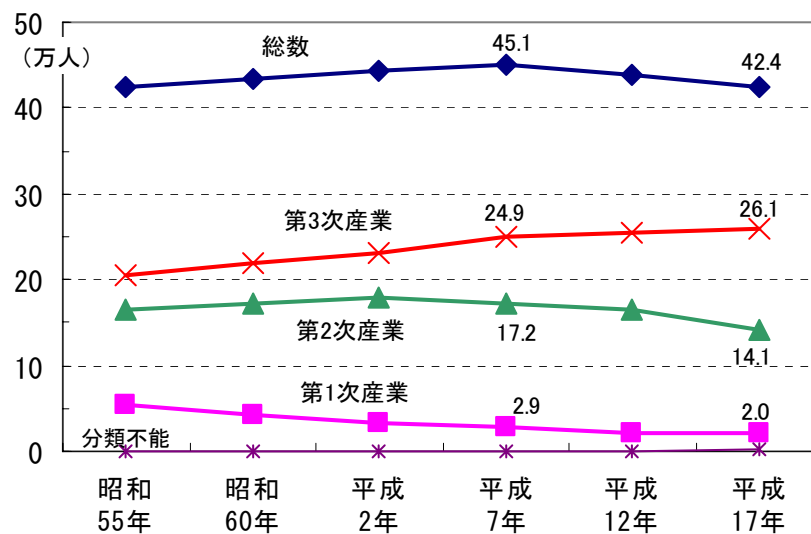
「医療、福祉」、「サービス業」は就業者が増加。「製造業」、「建設業」は減少。

【福井県の推移】

産業別に福井県の就業者の状況を見てみよう。

産業3部門別に福井県の就業者数の推移（図表10）をみると、第3次産業の就業者数が増加しており、平成17年には全体に占める割合は61.5%となっている。経済のサービス化は全国的な傾向であるが、福井県においても同様であることが分かる。一方、第1次、第2次産業は減少しており、特に、第2次産業はこの10年間で約3.1万人（▲18.3%）の大幅な減少となっている。

図表10 産業3部門15歳以上就業者数一県（昭和55年～平成17年）



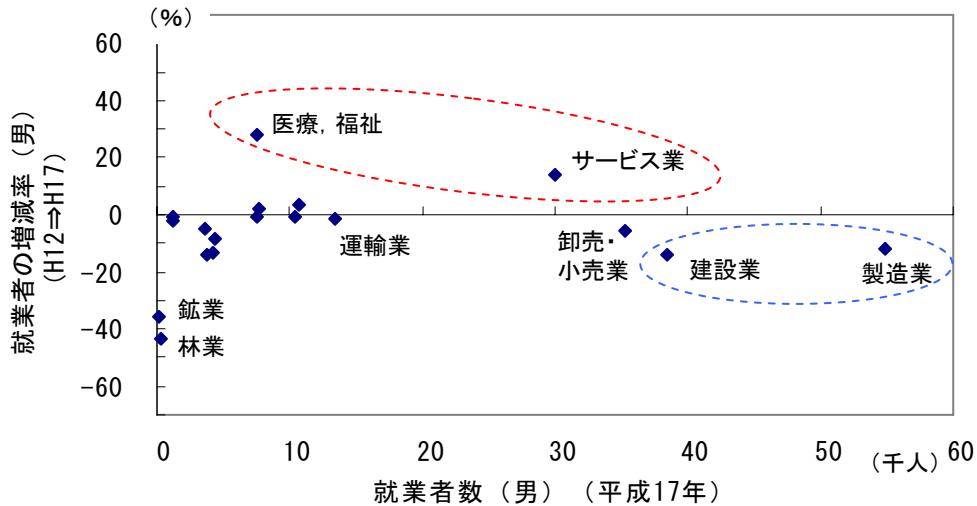
福井県の産業別就業者の状況を男女別にみてみよう。

図表11は、男性の産業別就業者数およびその平成12年から17年にかけての増減率を表したものである。これをみると、就業者数の多い「製造業」、「建設業」で減少している一方、第3次産業の「サービス業^(注1)」、「医療、福祉」で増加している。

(注1) 第1章でいう「サービス業」は、産業大分類の「サービス業（他に分類されないもの）」である。

図表 11 産業(大分類)別就業者数(平成17年)およびその増減率(平成12年⇒平成17年)

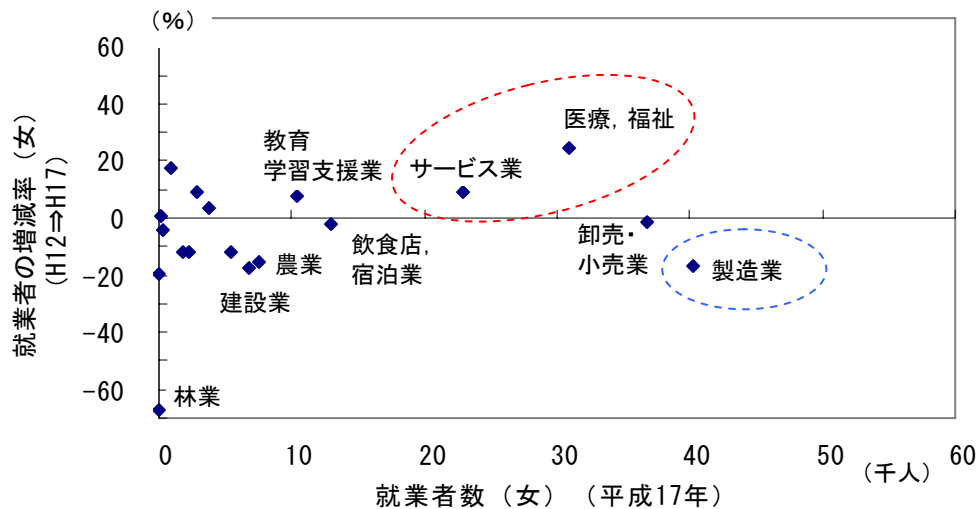
(男)一県



図表 12 は、女性の産業別就業者数およびその平成12年から17年にかけての増減率を表したものである。これをみると、就業者数の最も多い「製造業」で減少している一方、第3次産業の「医療, 福祉」、「サービス業」で増加している。特に、「医療, 福祉」は平成12年と比べて24.2%増と大幅に増加している。

図表 12 産業(大分類)別就業者数(平成17年)およびその増減率(平成12年⇒平成17年)

(女)一県

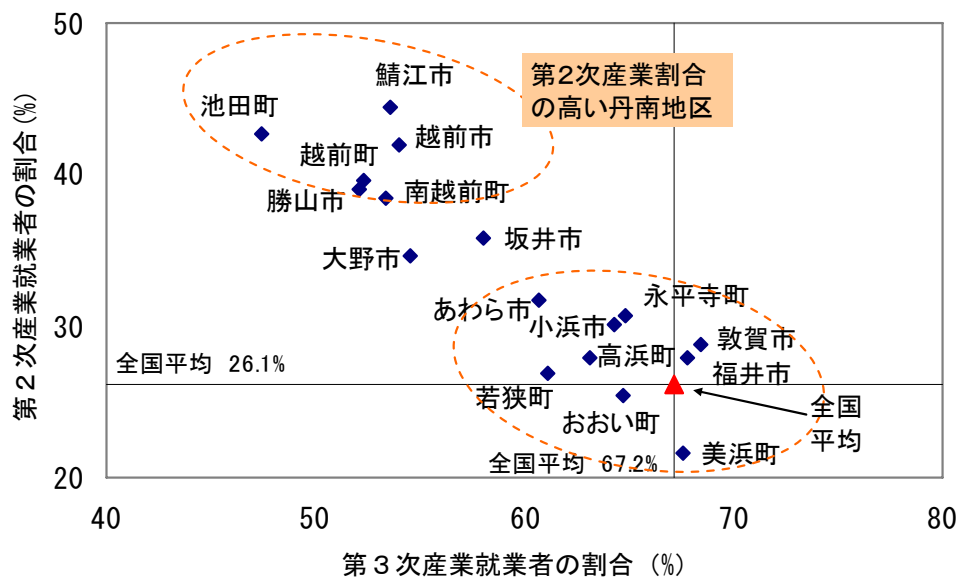


【県内市町比較】

市町別にみた場合、どのような特徴があるだろうか。

図表 13 は、市町別就業者に占める第2次、第3次産業就業者の割合を表したものである。これをみると、丹南地区は、全国平均と比べ第2次産業割合が高く、製造業が盛んな「ものづくりの町」であることが分かる。一方、福井、嶺南地区は第2次産業、第3次産業の割合とも全国平均に近くなっている。

図表 13 就業者に占める第2次、第3次産業就業者の割合－17市町(平成17年)



5 外国人労働者

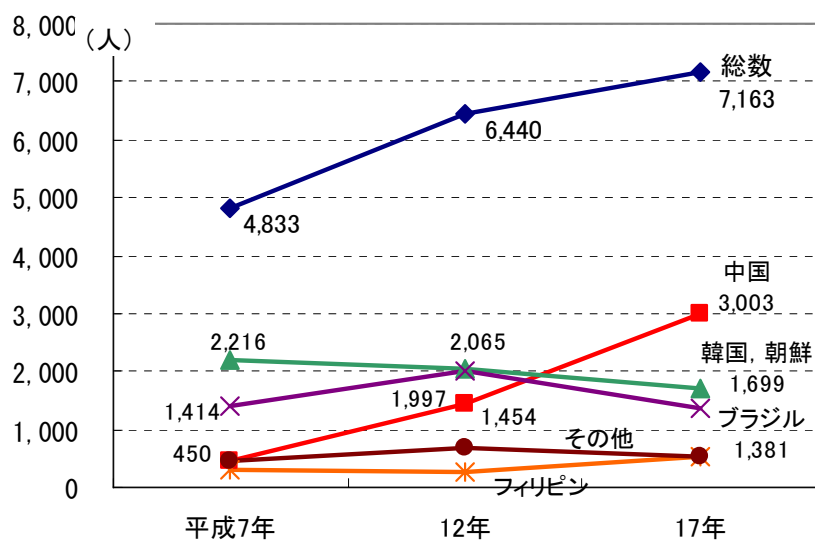
外国人就業者の多い福井県（外国人就業者割合 全国9位）

【福井県の推移】

最後に、福井県の外国人就業者の状況を見てみよう。

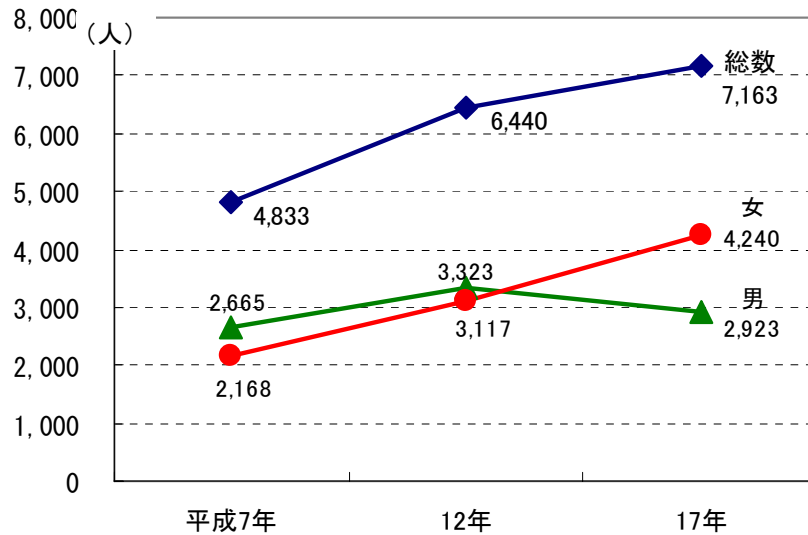
国籍別に外国人就業者数の推移（図表 14）をみると、平成 17 年の外国人就業者の総数は 7,163 人で、この 10 年間で約 1.5 倍に増加している。国籍別内訳をみると、「中国」が 3,003 人と最も多く、平成 12 年から 17 年にかけて倍増している。一方、「韓国、朝鮮」、「ブラジル」は平成 12 年と比べて減少している。

図表 14 国籍別外国人就業者数一県（平成 7 年～17 年）



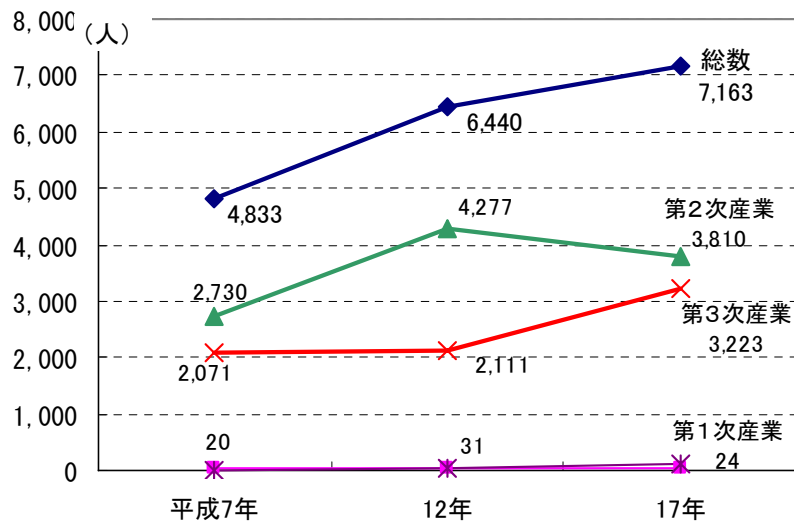
福井県の外国人就業者数の推移を男女別（図表 15）にみると、女性は増加傾向にあるものの、男性は平成 12 年から 17 年にかけて減少している。

図表 15 男女別外国人就業者数一県(平成 7 年～17 年)



福井県の外国人就業者数の推移を産業 3 部門別（図表 16）にみると、第 2 次産業（主に製造業）に勤める外国人が最も多くなっている。ただし、第 2 次産業の就業者数は平成 12 年から 17 年かけて減少する一方、第 3 次産業の就業者数は大きく増加している。

図表 16 産業3部門外国人就業者数一県(平成 7 年～17 年)

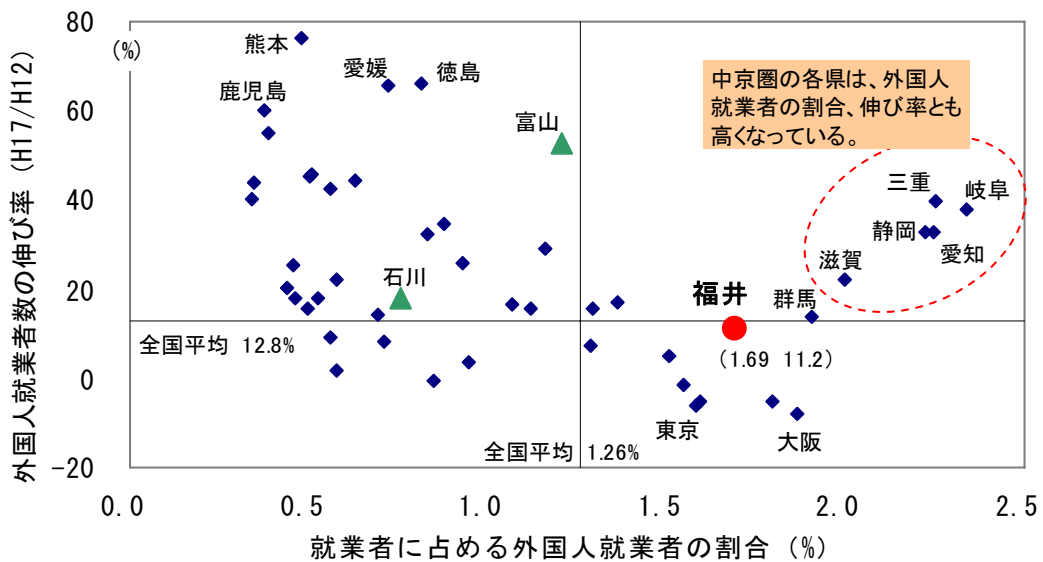


【全国比較】

外国人就業者を、都道府県別にみてみよう。

図表 17 は、就業者に占める外国人就業者の割合および平成 12 年から 17 年にかけての外国人就業者数の伸び率を表したものである。これをみると、福井県の就業者に占める外国人就業者の割合は 1.69%と全国で9番目に高く、福井県は外国人就業者の多い県であることが分かる。また、景気の好調な中京圏の各県は、外国人就業者の割合、伸び率ともに高くなっている。

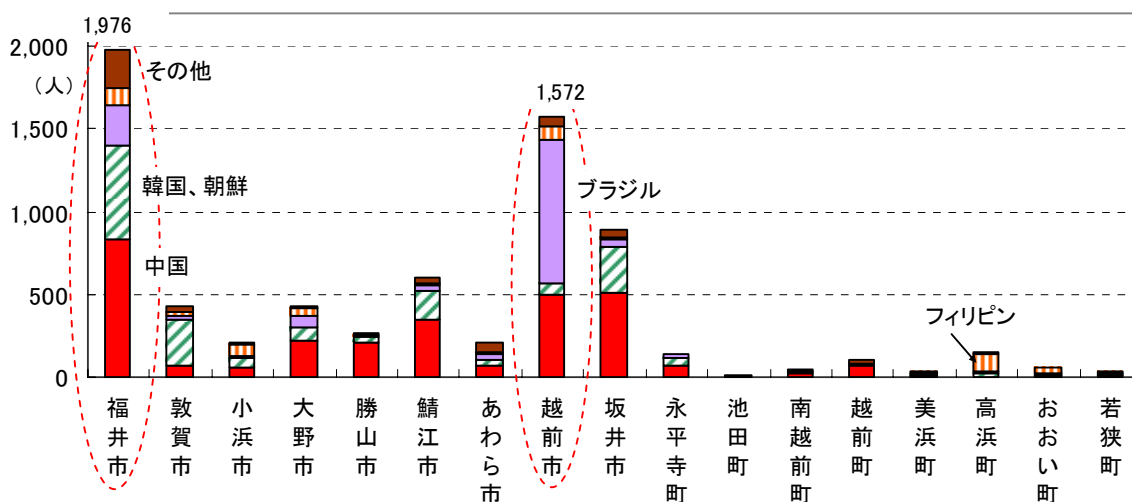
図表 17 就業者に占める外国人就業者の割合(平成 17 年)および外国人就業者数の伸び率(平成 12 年⇒17 年)－都道府県



【県内市町比較】

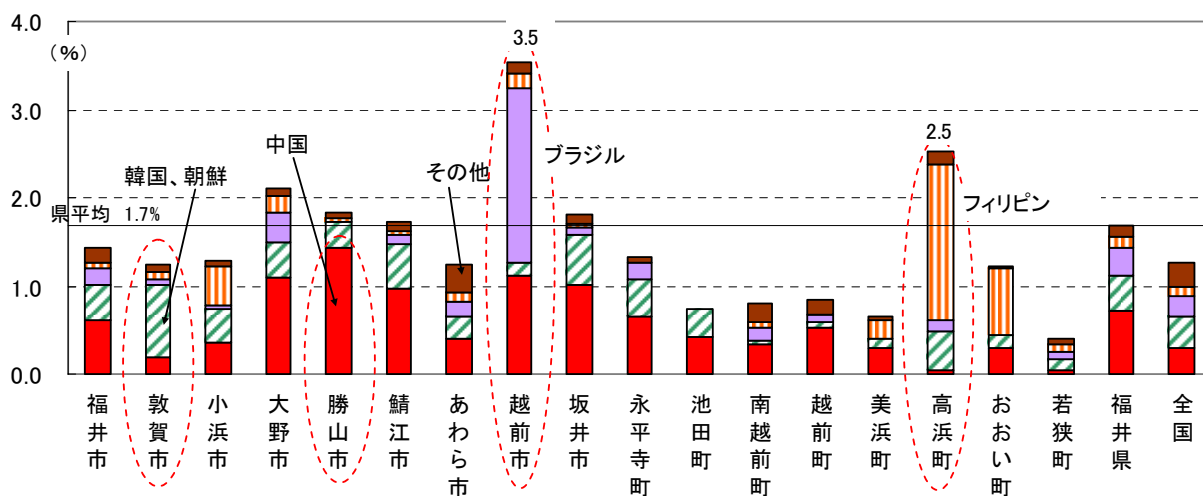
県内市町別に外国人就業者数(図表 18)をみると、福井市が 1,976 人と最も多く、次いで越前市が 1,572 人となっている。

図表 18 国籍別外国人就業者数－17 市町(平成 17 年)



また、市町別に就業者に占める外国人就業者の割合(図表 19)をみると、越前市が 3.5%と最も高く、次いで高浜町が 2.5%となっている。国籍別にみると、「中国」の就業者割合が最も高い市町は勝山市、「韓国、朝鮮」は敦賀市、「ブラジル」は越前市、「フィリピン」は高浜町となっている。

図表 19 国籍別就業者に占める外国人就業者の割合－17 市町(平成 17 年)



第1章 福井県の労働状況のまとめ

○就業状況

- ・福井県の就業率（61.3%）は全国で4番目に高く、特に女性の就業率は全国1位、男性は全国9位となっている。
- ・県内市町、男女別に就業率をみると、嶺北地方は女性就業率が非常に高く、嶺南地方の女性就業率はほぼ全国平均となっている。男性の就業率は、高齢化率の高い池田町で就業率が極端に低いものの、他の16市町間にはそれ程大きな差はみられない。

○従業上の地位別状況

- ・従業上の地位別にみると、福井県は全国的にみて、役員や個人業主、家族従業者の割合が高い一方、雇用者の割合は低い傾向がみられる。特に、就業者に占める臨時雇用者の割合は全国で最も低くなっている。
雇用者に占める常用雇用者及び臨時雇用者の割合をみると、常用雇用の割合は男女合計で全国1位（男性全国6位、女性全国1位）となっている。
- ・県内市町別にみると、就業者に占める臨時雇用者の割合は県内のすべての市町が全国平均よりも低く、特に嶺北地方の女性の割合が低くなっている。また、常用雇用者の割合は、嶺南地方の男性、奥越を除く嶺北地方の女性の割合が高くなっている。

○産業別状況

- ・産業別にみると、近年、福井県では「医療、福祉」、「サービス業」の就業者が増加する一方、「製造業」、「建設業」の就業者は減少している。

○外国人労働者の状況

- ・外国人労働者についてみると、ここ10年間（平成7年～17年）で外国人労働者は1.5倍に大きく増加している。特に、「中国」の就業者数は平成12年から17年にかけて倍増しており、国籍別就業者数をみても最も多くなっている。男女別には女性が増加、産業別には第3次産業の就業者が増加している。全国的にみると、福井県の就業者に占める外国人就業者の割合は全国9位と高く、外国人就業者の多い県であることが分かる。

- ・市町別にみると、就業者に占める外国人就業者の割合は、越前市が最も高く、次いで高浜町、大野市の順である。越前町では「ブラジル」、高浜町では「フィリピン」の就業者が多い。

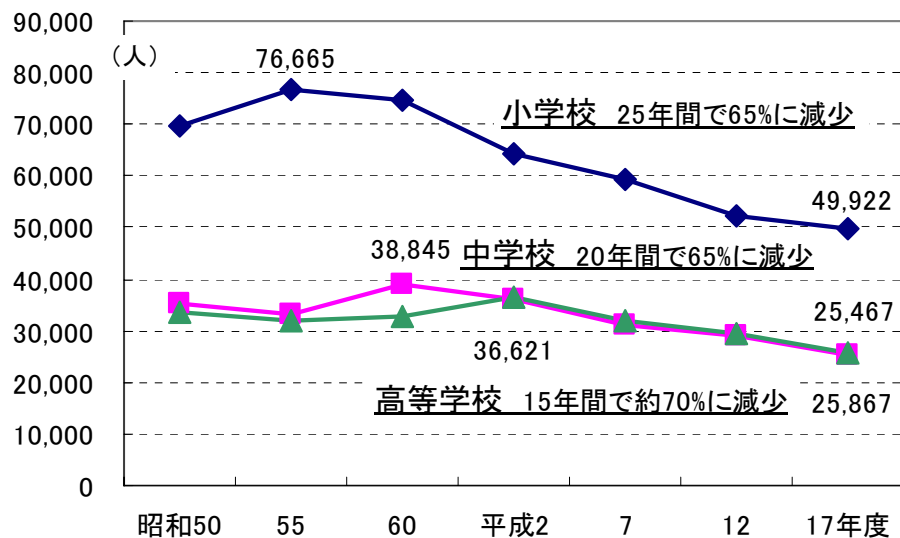
第2章 子供のいる世帯の傾向

まず、図表1をみていただきたい。

これは、福井県内の小、中、高等学校の児童・生徒数の推移を表したものである。

これをみると、小、中、高等学校の児童・生徒数は、概ねこの20年間で約2/3に減少しており、福井県においても、少子化、子供の減少が進行していることが分かる。

図表1 福井県内の小、中、高等学校の児童・生徒数一県(昭和50年～平成17年)



出典：学校基本調査

現在、福井県では、少子化の流れを変え、安心して子どもを産み育てることの出来る環境を整えるため、保育サービスの充実をはじめ経済的支援、結婚対策、さらには子育てにやさしい地域社会づくりなど、結婚から子育てまで総合的な施策を推進している。

そこで、第2章では、福井県の「子供のいる世帯」について、その現状と変化を取り上げる。特に、子供が3人以上いる世帯にはどんな特徴があるのか、世帯構成（核家族・三世帯同居世帯等）や夫婦の就業状況（就業・非就業）などさまざまな角度から分析を行った。

この調査結果は、国勢調査のデータを政策統計課において独自に集計したものである。

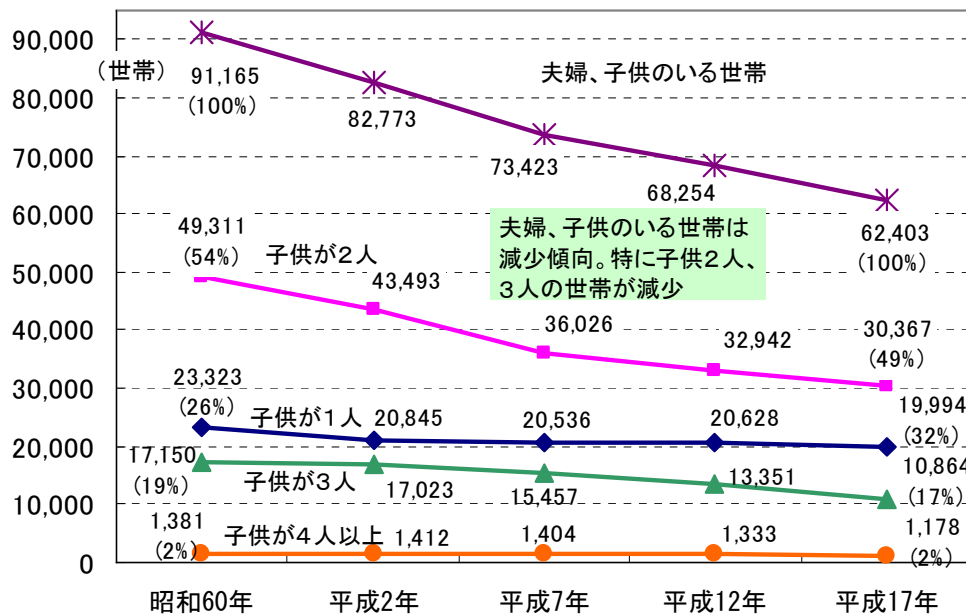
1 子供の数別夫婦のいる世帯

子供2人、3人の世帯が減少する傾向にある

まず、子供の数別に夫婦のいる世帯^(注1)数の推移をみてみよう。なお、第1章でいう「子供」は18歳未満の子供であり、「子供の数」とは夫婦と一緒に住んでいる子供の数である。^(注2)

図表2をみると、まず、夫婦、子供のいる世帯（子供が1人～4人以上の夫婦のいる世帯の合計）が減少傾向にあることが分かる。この減少の背景には、若者の人

図表2 子供の数別夫婦のいる世帯数一県(昭和60年～平成17年)



* ()内数字は、夫婦、子供のいる世帯を100%とした場合の構成割合

(注1) 第2章データは、夫婦、子供のいる世帯（同居）を対象としており、母子世帯、父子世帯、父母のいない世帯等は含まれていない。（ただし、第2章の「9 夫婦のいる世帯、母子世帯、父子世帯別にみた子供の数」に母子世帯、父子世帯の状況を取り上げたので、参照されたい。）また、夫婦、子供のいる世帯には、夫婦、子供のみの世帯のほか、夫婦、子供およびその他の親族のいる世帯も含まれる。なお、夫婦が複数いる世帯については、最も若い世代の夫婦を対象としている。

(注2) 厳密には、その世帯に住む子供（18歳以上も含む）の内、最年長の子供の年齢が18歳未満の子供のいる世帯を対象としている。よって、第1子（20歳）は県外大学に在学中（別居）、第2子（16歳）は夫婦と同居の場合、産んだ子供の数は2人であるが、一緒に住んでいる18歳未満の子供は1人であるため、「子供は1人」となる。

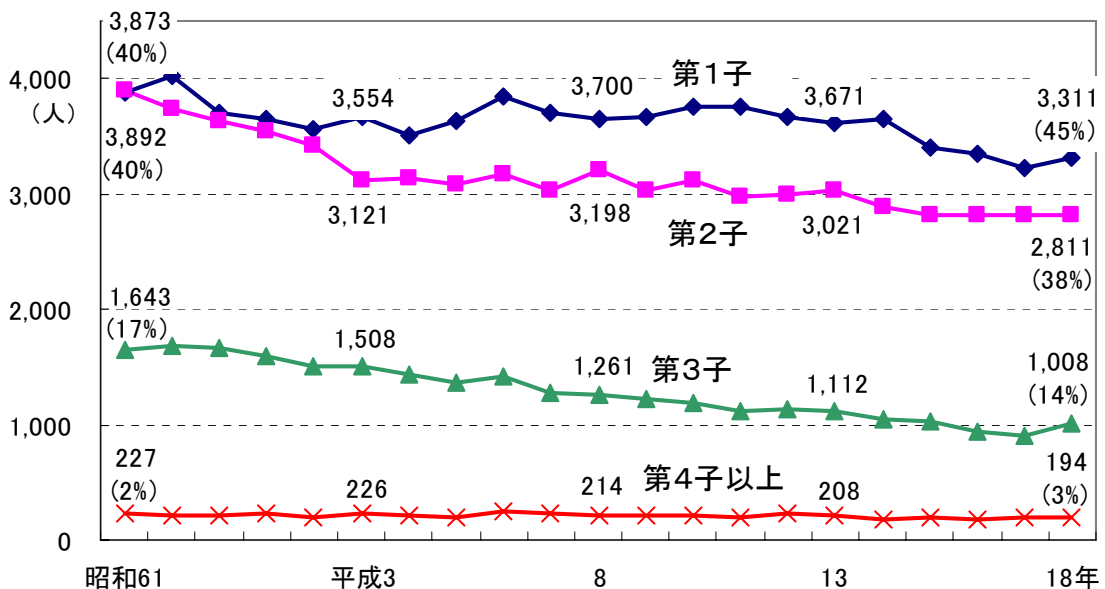
また、子供が1人以上の世帯を対象としており、子供のいない夫婦のいる世帯は対象としていない。（なお、子供のいない夫婦のいる世帯については、「10 子供のいない夫婦のいる世帯」を参照されたい。）

口減少や未婚率の上昇による夫婦数の減少、離婚の増加^(注1)等が要因として考えられる。次に、夫婦のいる世帯を子供の数別にみると、子供の数が1人の世帯は平成2年以降、ほぼ横ばいで推移する一方、子供が2人、3人の世帯は減少している。構成割合をみると、この20年間で子供が2人の世帯は54%から49%に、子供が3人の世帯は19%から17%に低下する一方、子供が1人の世帯は26%から32%に上昇している。

次に、出生順位（第1子、第2子、第3子、第4子以上）別の出生数の推移をみてみよう。図表3をみると、第2子の出生数はこの20年間で約1,000人、第3子は約600人減少している。また、構成割合をみると、第2子は40%から38%に、第3子は17%から14%に低下する一方、第1子は40%から45%に上昇している。このように、出生数からみても、子供が2、3人いる世帯が減少し、1人っ子の世帯が相対的に増えている現状が分かる。

それでは、次ページ以降、子供が多い世帯、少ない世帯にはどのような傾向があるの、世帯構成や妻（母）の労働状況などさまざまな角度からみてみることにする。

図表3 出生順位別出生数一県(昭和61年～平成18年)



* ()内数字は、毎年の出生数に占める割合

出典：福井県衛生統計年報

(注1) 衛生統計年報によると、離婚件数は平成4年頃までは年間800件前後で推移していたが、その後増加を続け、平成10年には1000件を突破、平成17年は1395件となっている。

2 世帯構成別にみた子供の数

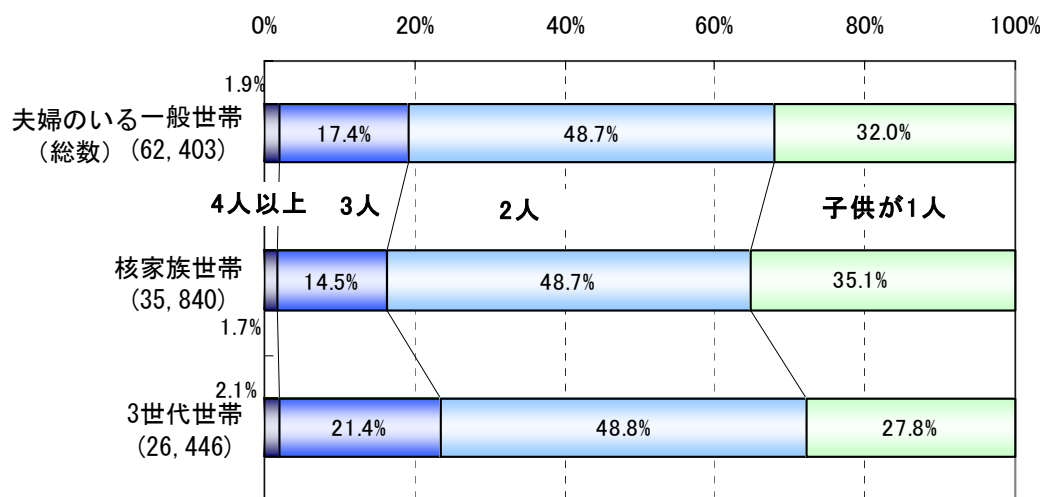
核家族世帯に比べ、3世代世帯は子供が多い傾向がみられる

まずは、世帯構成である。

図表4は、核家族世帯と3世代世帯で子供が何人住んでいるか、その割合を表したものである。これを見ると、子供が3人以上いる割合（3人と4人以上の合計）は核家族世帯が16.2%^(注1)に対し、3世代世帯は23.5%と高くなっている。子供が1人の割合は核家族世帯が35.1%に対し、3世代世帯は27.8%と低くなっている。

3世代世帯は、同居する祖父母による育児支援等もあり、子供の数が多くなっているものと思われる。

図表4 世帯構成、子供の数別夫婦のいる世帯割合一県(平成17年)

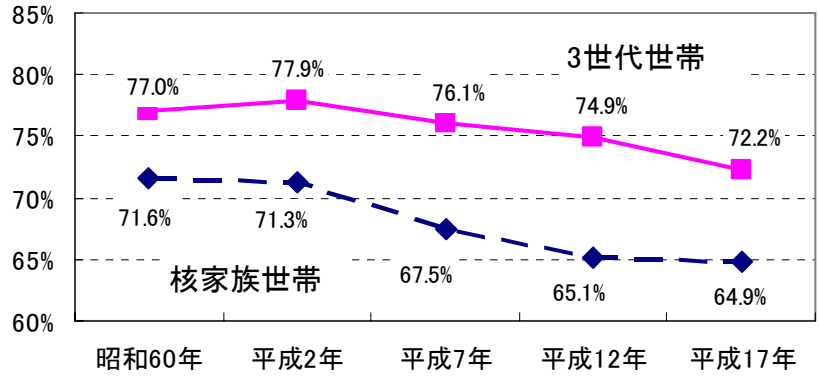


* () 内数字はその世帯数を表す。また、夫婦のいる一般世帯（総数）には、核家族世帯、3世代世帯以外の世帯もあるため、総数と核家族世帯、3世代世帯の合計は一致しない。

図表5は、核家族世帯と3世代世帯の子供が2人以上いる世帯の割合の20年間の推移を表したものである。これを見ると、核家族世帯、3世代世帯ともに子供が2人以上いる世帯の割合が減少しており、子供の1人の世帯が増加している。両世帯とも子供の数が減っていることが分かる。

(注1) 子供のいない世帯は含まれていない。子供が1人以上いる核家族世帯に対する割合。

図表5 世帯構成別子供が2人以上いる夫婦のいる世帯の割合(昭和60年～平成17年)

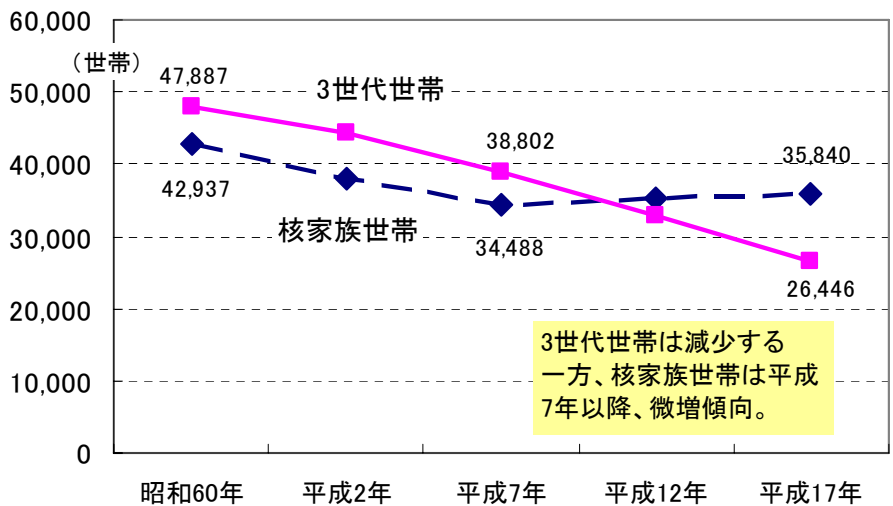


夫婦、子供のいる核家族世帯と3世代世帯の世帯数は、近年、どのように変化しているのか、世帯数の推移をみてみよう。

図表6をみると、核家族世帯は、平成7年までは減少傾向にあったが、7年以降は増加に転じている。一方、3世代世帯は減少しており、平成12年以降、核家族世帯と3世代世帯の世帯数は逆転している。

これは、従来は、親と同居する夫婦、また、結婚時は別居しても子供ができれば同居する夫婦が多かったが、最近では、子供ができて親とは同居しない、というライフスタイルが一般化していることによるものと思われる。

図表6 夫婦、子供のいる核家族世帯、3世代世帯数(昭和60年～平成17年)



3 夫妻の就業状況別にみた子供の数

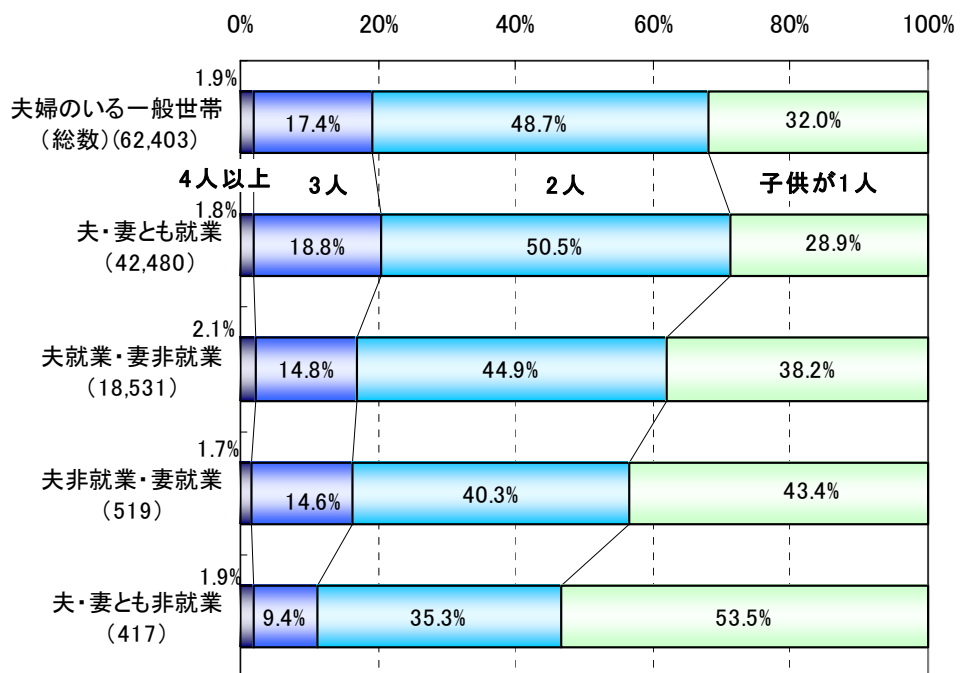
夫婦共働きの世帯では、子供が多い傾向がみられる

次は、夫妻の就業状況である。図表7は、夫・妻の就業、非就業の組み合わせ別に子供が何人いるか、その割合を表したものである。

これをみると、夫・妻とも就業（夫婦共働き）の世帯は、子供が3人以上いる割合が20.6%、2人以上いる割合は71.1%とともに最も高くなっている。夫就業・妻非就業（専業主婦等）の世帯は、子供が3人以上の割合が16.9%、2人以上の割合は61.8%で夫婦共働きの世帯よりも低くなっている。特に、子供が2人以上の割合では約10ポイントのやや大きな開きが見られ、妻の収入^(注1)の有無が子供の数に影響しているものと思われる。一方、夫妻とも非就業の世帯では、半数以上の世帯で子供が1人となっている。

夫妻の就業状況は家庭の経済状況に直結するものであり、夫妻の就業状況の違いが子供の数に大きく影響していることがわかる。

図表7 夫妻の就業状況、子供の数別夫婦のいる世帯割合一県(平成17年)



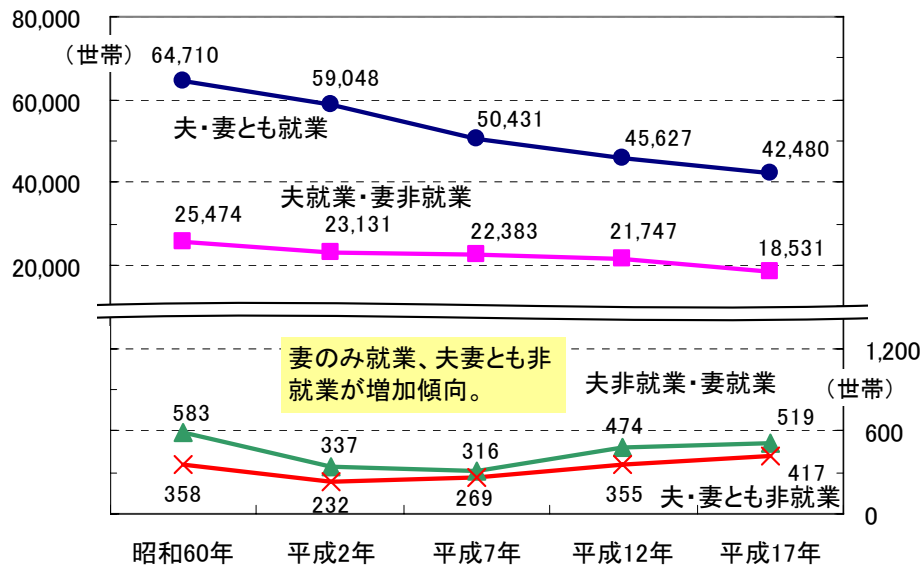
* () 内数字は世帯数を表す。また、夫婦のいる一般世帯には、夫・妻の就業状況不詳が含まれるため、総数と内訳の合計は一致しない。

(注1) 平成16年全国消費実態調査(二人以上の勤労者世帯)によると、福井県の世帯主の勤め先収入は全国24位(月平均36.3万円)に対し、配偶者の勤め先収入は全国1位(同10.2万円)となっており、福井県は、全国に比べ家計収入に占める妻の収入の割合が特に高いといえる。

夫・妻とも就業、夫就業・妻非就業等の子供のいる世帯の世帯数は、近年、どのように変化しているのか、世帯数の推移をみてみよう。

図表 8 をみると、夫・妻とも就業の世帯が大きく減少、また夫就業・妻非就業の世帯も減少している。一方、夫非就業・妻就業の世帯は平成 7 年以降、夫・妻とも非就業の世帯は平成 2 年以降、増加傾向にある。夫が非就業の世帯が増加している要因としては、平成 3 年頃のバブル景気の崩壊以降、雇用環境が徐々に悪化してきたこと^(注 1)、また最近では、晩婚化や出産の高齢化等により、親（夫妻）が定年（退職）を迎えた世帯が増加していること^(注 2) 等が考えられる。

図表 8 夫妻の就業状況別子供のいる世帯数—県(昭和 60 年～平成 17 年)



(注 1) 労働力調査によると、北陸（新潟、富山、石川、福井）の完全失業率は平成 2 年に 1.3%、その後上昇が続き、15 年には 4.0%。その後は低下に転じ、17 年は 3.3% となった。

(注 2) 国勢調査によると、夫が 60 歳以上の夫婦のいる世帯で最年長の子供が 18 歳未満の世帯数は、平成 7 年 139 世帯、12 年 128 世帯であったが、17 年には 201 世帯に増加した。（統計表第 24 表参照）

4 妻の労働状態別にみた子供の数

妻が勤めている世帯は子供が多く、家事をしている世帯は子供が少ない傾向

次に、妻の労働状態、すなわち、妻が常用雇用者^(注1)か、臨時雇用者^(注2)か、また、家事を行っているかによって、それぞれの世帯の子供の数をみてみよう。

図表9をみると、子供が3人以上いる割合は、「妻が臨時雇」の世帯(21.8%)で最も高くなっている。「妻が常雇」の世帯は19.5%で、「妻が臨時雇」よりもやや低くなっている。子供が多い世帯では、子育てと仕事を両立するため、希望する時間に働きやすい臨時雇を選ぶ方(妻)が比較的多いものと考えられる。

一方、「妻が家事」の世帯では子供が3人以上の割合は16.6%と最も低く、子供1人の世帯は38.7%と他の世帯に比べ約10ポイント高くなっている。

妻が勤めている(「妻が常雇」、「妻が臨時雇」)世帯は子供が多く、「妻が家事」の世帯では子供が少ない傾向がみられる。

図表9 妻の労働状態、子供の数別夫婦のいる世帯割合一県(平成17年)



* () 内数字は世帯数を表す。また、夫婦のいる一般世帯(総数)には、妻が常雇、臨時雇、家事以外に、家族従業者、役員、完全失業者等が含まれる。

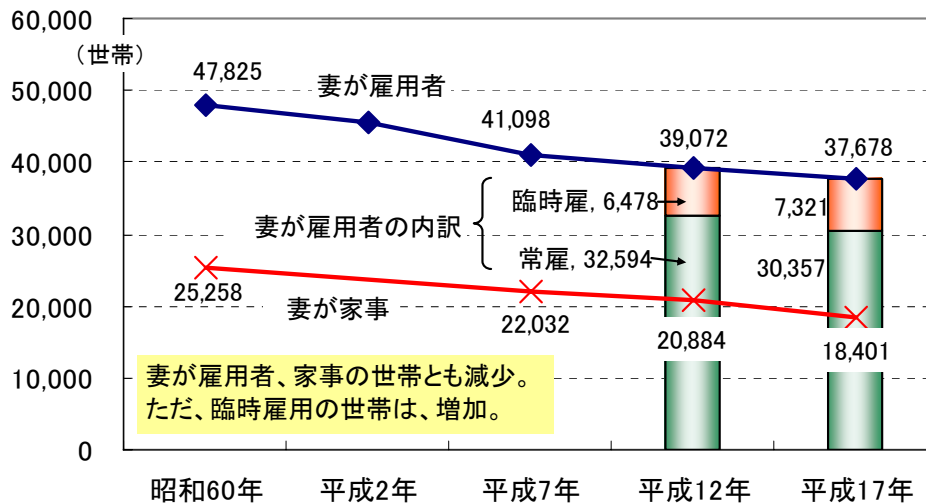
(注1) 期間を定めずに又は1年を超える期間を定めて雇われている人。主に正社員が含まれるが、派遣社員、嘱託社員等も含まれる場合がある。

(注2) 日々又は1年以内の期間を定めて雇用されている人。主に、アルバイトやパートの方。

妻が「常雇」、「臨時雇」、「家事」の夫婦、子供のいる世帯の世帯数は、近年、どのように変化しているのか、世帯数の推移をみてみよう。

図表 10 をみると、「妻が雇用者」の世帯、「妻が家事」の世帯とも減少している。雇用者の内訳をみると、平成 12 年から 17 年にかけて「妻が常雇」の世帯は減少しているが、「妻が臨時雇」の世帯は増加している。「妻が臨時雇」の世帯数の増加の背景には、企業側としては、企業間競争が激しくなる中、経費削減を図るため常雇から臨時雇へのシフト^(注1)を進めたこと、家計側としては、夫の給料が横ばいもしくは減少する^(注2)中でパートやアルバイトを始める妻が増えたこと^(注3)等が考えられる。

図表 10 妻の労働状態別夫婦、子供のいる世帯数一県(昭和 60 年～平成 17 年)



*平成 2 年の「妻が家事」の子供のいる世帯数は集計していない。

*平成 7 年以前は国勢調査に常雇、臨時雇の区分がないため、合計した値(雇用者)を掲載している。

(注1) 第1章「福井県の労働状況」図表 6 に、県内の常雇、臨時雇の推移を掲載しているので、参照されたい。

(注2) 毎月勤労統計調査によると、平成 12 年の現金給与総額を 100 とした場合、13 年は 99.1、14 年は 96.9、15 年は 96.5、16 年は 96.1、17 年は 96.4 (福井県 従業者 30 人以上の事業所 名目) と概ね減少しており、この間、給与が減少傾向にあったことが分かる。

(注3) 図表 10 の「妻が家事」の世帯数の推移をみると、昭和 60 年～平成 12 年の間は 5 年間で平均 1,458 世帯の減に対し、12 年から 17 年の 5 年間では 2,483 世帯の減と大幅に減少しており、パート・アルバイト等が増加したこと等が考えられる。

5 妻の産業別にみた子供の数

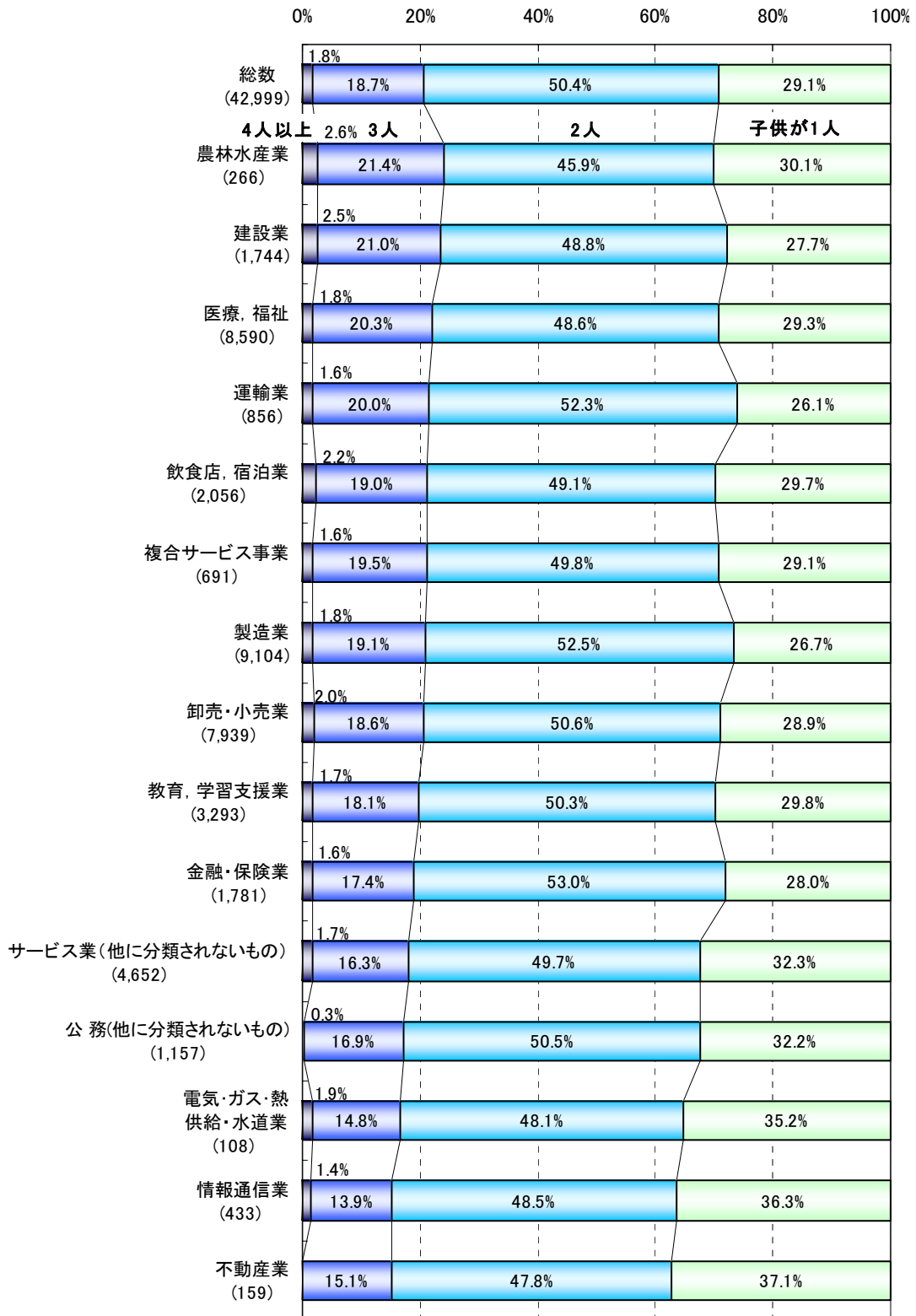
妻が農林水産業、建設業の世帯は子供が多い傾向がみられる

次は、妻がどんな産業（農林水産業、製造業等）に勤めているか、妻の産業別に子供の数をみてみよう。

図表 11 をみると、子供が3人以上いる割合は、妻の産業が農林水産業（24.0%）の世帯が最も高く、次いで、建設業（23.5%）、医療、福祉（22.1%）の順となっている。妻が農林水産業に従事している世帯で子供が多い要因としては、妻が自宅やその近くで従事していることが多く、育児しやすいこと、また、家族（夫、祖父母等）経営であることが多く、他の産業に比べ、夫婦共働き、三世帯同居の世帯が多いこと等が考えられる。ただ、子供が2人以上の割合で見ると、最も高い産業は運輸業（73.9%）、製造業（73.3%）となっており、農林水産業は69.9%で総数（平均）の70.9%をやや下回っている。

一方、不動産業、情報通信業、電気・ガス・熱供給・水道業では、子供が3人以上の割合、2人以上の割合ともに低くなっている。

図表 11 妻の産業、子供の数別夫婦のいる世帯割合一県(平成 17 年)



* () 内数字は世帯数を表す。総数は、妻が就業者の夫婦のいる世帯数で、産業「不詳」を含む。

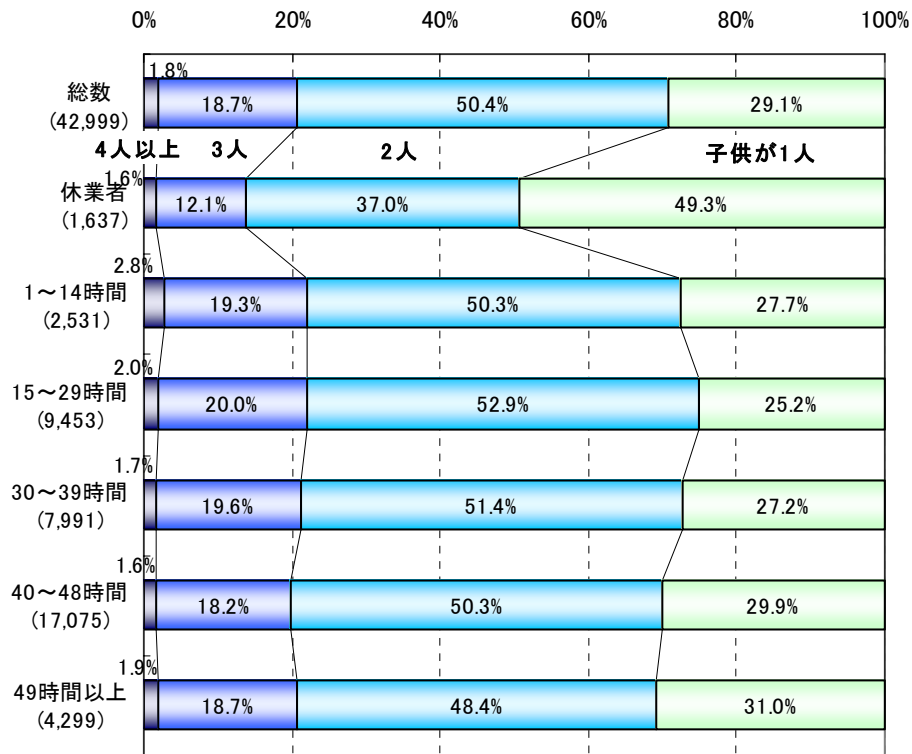
6 妻の就業時間別にみた子供の数

子供が多くなると、妻の就業時間は短くなる傾向がみられる

次は、妻の就業時間が長いか短い、週当たり就業時間別に子供の数をみてみよう。
 図表 12 をみると、子供が3人以上いる割合は、妻の就業時間が1～14時間(22.1%)、15～29時間(22.0%)の世帯が高くなっている。子供が2人以上でみると、妻の就業時間が15～29時間(74.8%)、30～39時間(72.8%)の世帯が高くなっている。子供の多い世帯では、子育てと仕事を両立するため、希望する時間帯に働くことのできる勤務形態を選ぶ方(妻)が比較的多いものと考えられる。

また、妻の就業時間が40時間以上では、ほとんど違いはみられない。一方、妻が休業者^(注1)の世帯は、子供の数が少なくなっている。

図表 12 妻の就業時間、子供の数別夫婦のいる世帯割合一県(平成17年)



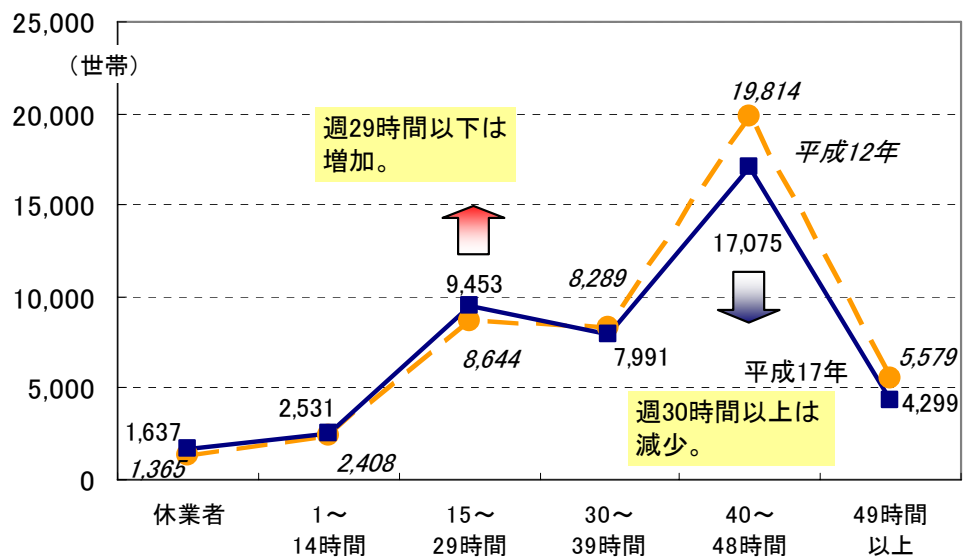
* () 内数字は世帯数を表す。総数は、妻が就業者の夫婦のいる世帯数で、就業時間「不詳」を含む。

(注1) 勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は勤め人が30日以上休んでも賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

次に、夫婦、子供のいる世帯数の推移を妻の就業時間別にみてみよう。

図表13をみると、妻の週当たり就業時間が29時間以下の世帯はやや増加しており、逆に30時間以上の世帯は減少している。

図表13 妻の就業時間別夫婦、子供のいる世帯数一県(平成12年～平成17年)



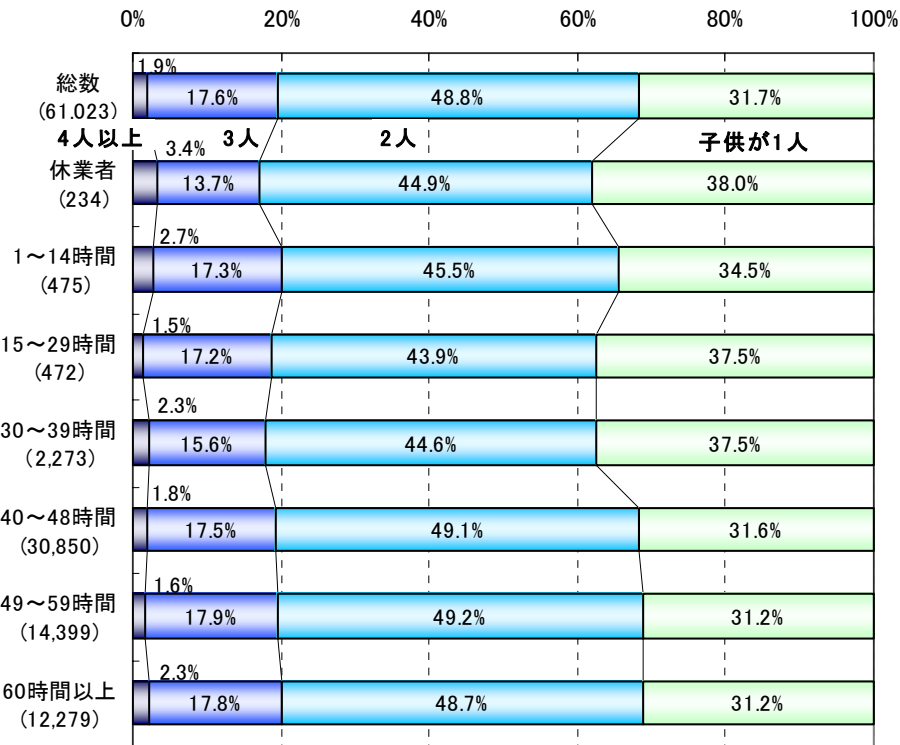
7 夫の就業時間別にみた子供の数

夫の週当たり就業時間が40時間以上の世帯は子供が2人以上の割合が高い

妻の次は、夫の週当たり就業時間別に子供の数をみてみよう。

図表14をみると、子供が3人以上いる割合は、夫の就業時間が60時間以上(20.1%)、1~14時間(20.0%)^(注1)の世帯がやや高くなっている。子供が2人以上でみると、夫の就業時間が60時間以上(68.8%)、49~59時間(68.8%)、40~48時間(68.4%)の世帯が高くなっており、就業時間が40時間以上と39時間以下では約5ポイントの差がみられる。夫の安定した就労は、家計にとって安定した収入が見込めることを意味しており、子供の数に影響していることが窺える。

図表14 夫の就業時間、子供の数別夫婦のいる世帯割合一県(平成17年)



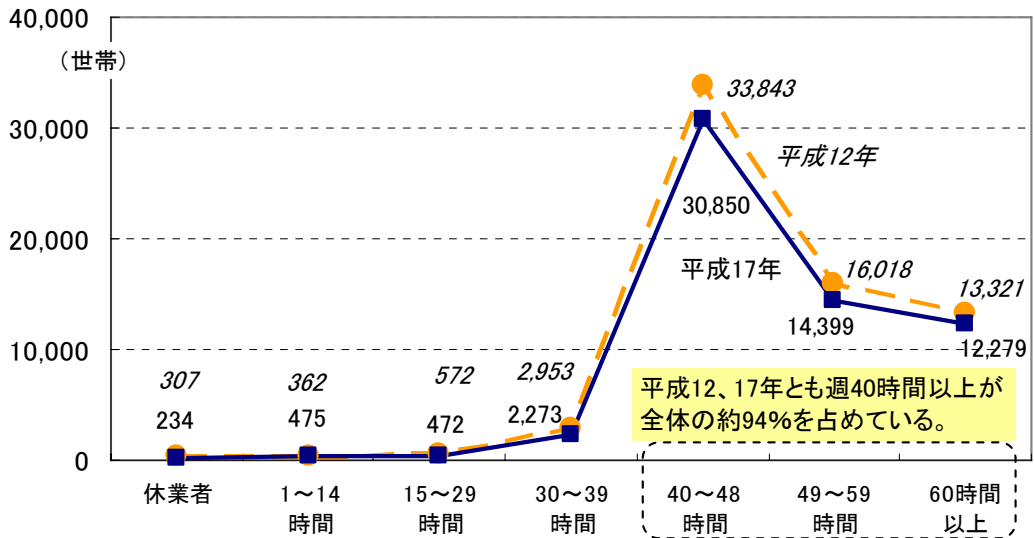
* () 内数字は世帯数を表す。総数は、夫が就業者の夫婦のいる世帯数で、就業時間「不詳」を含む。

(注1) 夫の就業時間が1~14時間の夫婦、子供のいる世帯(475世帯)の夫の産業内訳をみると、総数(61,023世帯)に比べ、農漁業、建設業、サービス業の割合が高く、これらの世帯で子供が3人以上の世帯が比較的多くなっている。

次に、夫婦、子供のいる世帯数の推移を夫の就業時間別にみてみよう。

図表 15 をみると、夫の週当たり就業時間 40 時間以上の世帯が全体の約 94%と大半を占めており、夫が週当たり就業時間 39 時間未満の世帯は少ないことが分かる。また、平成 12 年と 17 年を比べると、1～14 時間の世帯数はやや増加しているが、それ以外では全て減少している。週 40 時間以上と週 39 時間以下の割合は平成 12、17 年ともほぼ変わっていないことから、就業時間からみた夫の就業状況に大きな変化はみられない。

図表 15 夫の就業時間別夫婦、子供のいる世帯数一県(平成 12 年～平成 17 年)



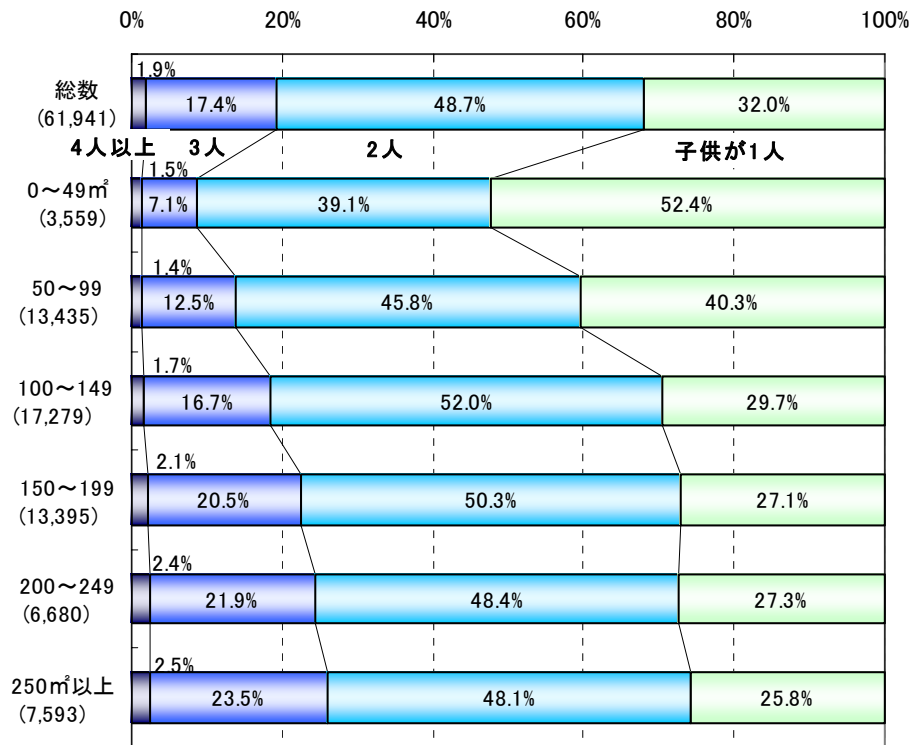
8 世帯当たり延床面積別にみた子供の数

子供の多い世帯は、家の延床面積も大きい傾向がみられる

次は、夫婦、子供のいる世帯の住まいの広さと子供の数について、みてみよう。

図表 16 をみると、子供が3人以上いる割合は、延床面積 250 m²以上（26.0%）の世帯が最も高く、延床面積が小さいほど割合は低くなっている。また、延床面積が 0～49 m²（8.6%）と 250 m²以上では 17.4 ポイントの大きな差がみられる。この傾向は子供が2人以上でみてもほぼ同様の傾向がみられ、特に、延床面積が 100 m²以上と 99 m²以下では、子供が2人以上の割合に 10 ポイント以上の開きがある。

図表 16 世帯当たり延床面積(主世帯^(注1))、子供の数別夫婦のいる世帯割合一県(平成 17 年)



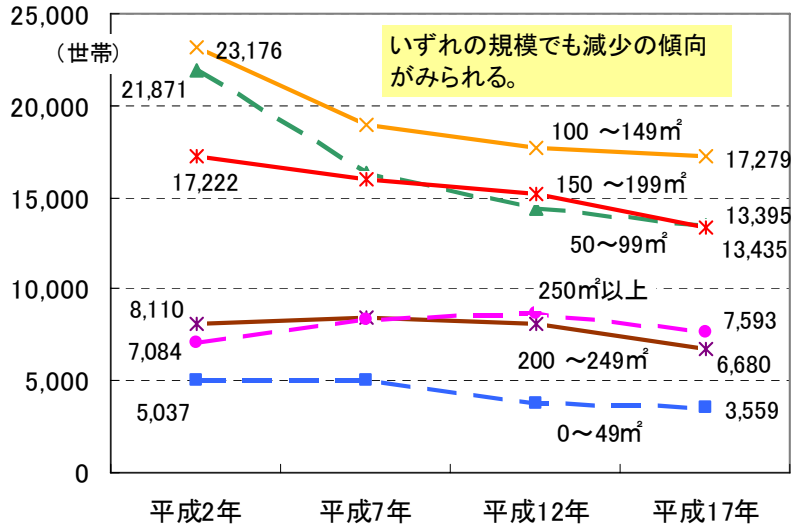
* () 内数字は世帯数を表す。

(注1) 間借り（他の世帯が住んでいる住宅の一部を借りて住んでいる）以外の住宅に居住する一般世帯。

次に、夫婦、子供のいる世帯数の推移を世帯当たり延床面積別にみてみよう。

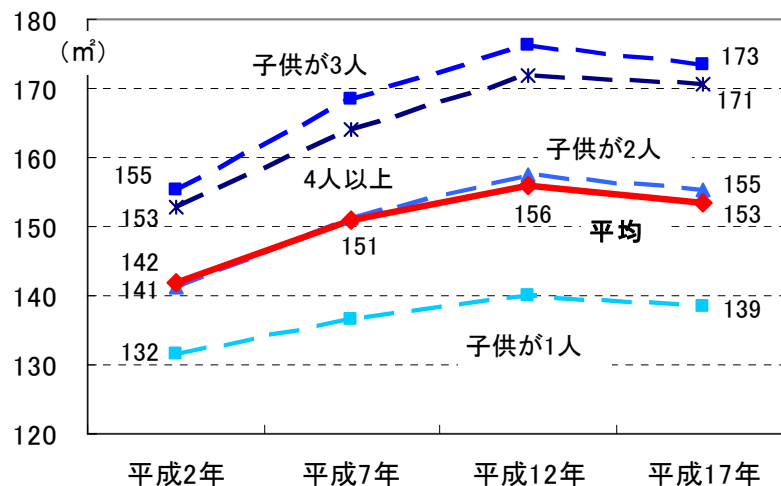
図表 17 をみると、いずれの延床面積規模でも近年、世帯数の減少がみられる。特に、199 m²以下の小・中規模面積の世帯数が大きく減少している一方、200 m²以上の大規模面積の世帯数は減少幅が小さい。

図表 17 世帯当たり延床面積別夫婦、子供のいる世帯数一県(平成2年～平成17年)



それでは、夫婦、子供のいる世帯の平均延床面積はどのように変化しているだろうか。図表 18 をみると、平成 12 年までは延床面積が大きくなってきていたことが分かる。この背景には、郊外の宅地化により、家が小さい傾向にある町の中心部で住む世帯が減少する一方、家が大き傾向にある郊外や農村部で家を建てる世帯が相対的に増えたこと等が考えられる。ただ、平成 17 年には延床面積はやや減少している。

図表 18 子供の数別夫婦、子供のいる世帯の平均延床面積一県(平成2年～平成17年)



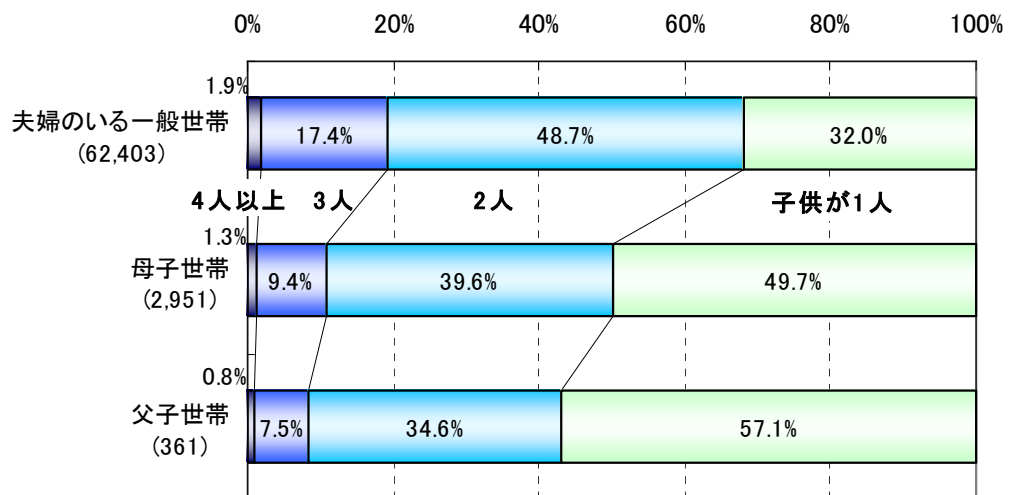
9 夫婦のいる世帯、母子世帯、父子世帯別にみた子供の数

夫婦のいる世帯と、母子世帯、父子世帯には子供の数に大きな差がみられる

これまで、夫婦のいる世帯を対象に、世帯当たりの子供の数をみてきた。では、夫婦のいる世帯以外の母子世帯^(注1)、父子世帯^(注2)の子供の数はどうなっているだろうか。

図表 19 をみると、母子世帯では子供が 1 人の割合は約 50%、2 人の割合は約 40%、3 人以上の割合は約 10%となっている。父子世帯では、子供が 1 人の割合は約 57%、2 人の割合は約 35%、3 人以上の割合は約 8%となっている。ともに、夫婦のいる世帯の子供の数（割合）とは大きな差がみられる。

図表 19 夫婦のいる世帯、母子世帯、父子世帯、子供の数別世帯割合一県(平成 17 年)



* () 内数字は世帯数を表す。

(注1) ここでいう母子世帯は、未婚、死別または離別の女親と、最年長が 18 歳未満の未婚の子供のみから成る一般世帯をいう。

(注2) ここでいう父子世帯は、未婚、死別または離別の男親と、最年長が 18 歳未満の未婚の子供のみから成る一般世帯をいう。

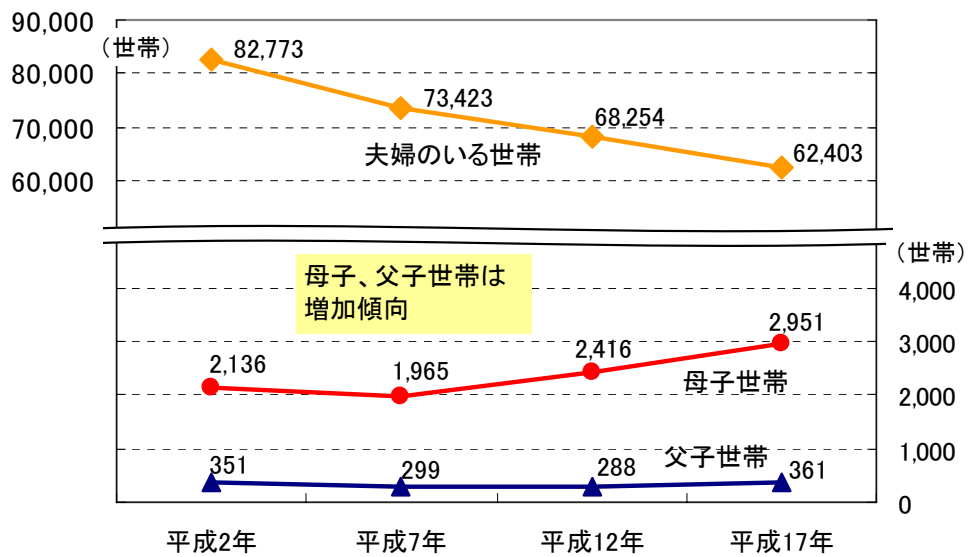
次に、子供のいる世帯数の推移を夫婦のいる世帯、母子世帯、父子世帯別にみてみよう。

図表 20 をみると、夫婦のいる世帯は平成 2 年から 17 年の 15 年間で約 25% の減少となっている。この要因としては、若者の人口減少や未婚率の上昇による夫婦数の減少、離婚の増加等が考えられる。

一方、母子世帯は、平成 7 年以降増加しており、平成 17 年の母子世帯数は平成 7 年の 1.5 倍（1,965 世帯⇒2,951 世帯）となっている。内訳をみると、特に、離婚した女親のいる母子世帯は平成 7 年の 1,525 世帯から 17 年には 2,478 世帯に^(注1)、また、未婚の女親のいる母子世帯数は平成 7 年の 107 世帯から 17 年には 220 世帯に大きく増加している。

また、父子世帯は、世帯数は少ないものの平成 12 年から 17 年にかけて増加している。

図表 20 夫婦のいる世帯、母子世帯、父子世帯別子供のいる世帯数
一県(平成 2 年～平成 17 年)



(注1) 衛生統計年報によると、離婚件数は平成 4 年頃までは年間 800 件前後で推移していたが、その後増加を続け、平成 10 年には 1000 件を突破、平成 17 年は 1395 件となっている。

10 子供のいない夫婦のいる世帯

子供のいない夫婦のいる世帯は増加する傾向がみられる

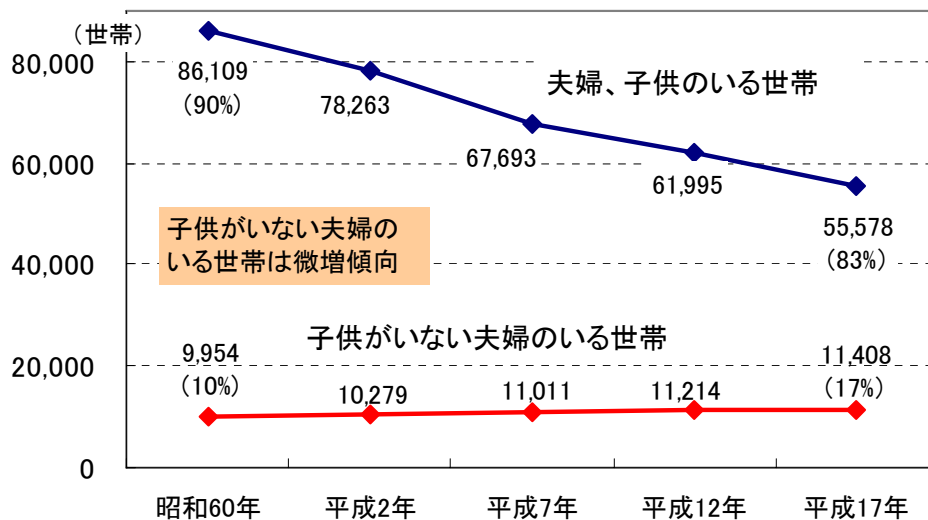
これまで、主に、夫婦がいて、かつ、子供もいる世帯を対象にその傾向をみてきた。その結果、子供が2人、3人の世帯が減少していること、また、3世代世帯、夫婦共働き世帯、妻が臨時雇用の世帯、広い家に住んでいる世帯は子供の数が多いこと等が分かった。

最後に、子供のいない世帯^(注1)についてみてみよう。

図表21は、夫婦、子供のいる世帯と子供がいない夫婦のいる世帯数の推移である。女性の出産年齢等を考慮し、妻の年齢が15～44歳の世帯数について集計している。

これをみると、夫婦、子供のいる世帯は減少する一方、子供がいない夫婦のいる世帯は、わずかながら増加している。構成割合をみると、この20年間で夫婦、子供のいる世帯の割合は90%から83%に低下する一方、子供がいない夫婦のいる世帯の割合は10%から17%に上昇しており、子供がいない夫婦のいる世帯が相対的に増えていることが分かる。

図表21 夫婦、子供のいる世帯、子供がいない夫婦のいる世帯の世帯数
(妻の年齢15～44歳の世帯)―県(昭和60年～平成17年)



* ()内数字は、夫婦のいる世帯(妻の年齢15～44歳)を100%とした場合の構成割合

(注1) 「子供のいない世帯」には、夫婦(両親)と同居しない子供がいる世帯も含まれる(統計表 第23表の「子供なし」のデータを用いている)。なお、図表21では、子供が県外進学や結婚などで親元を離れたことで子供がいない(いなくなった)世帯を極力排除するため、妻の年齢を15～44歳までとした。

第2章 子供のいる世帯の傾向のまとめ

○子供の数別世帯数

- ・福井県内の小、中、高等学校の児童・生徒数は、この20年間で約2/3に減少しており、少子化、子供の減少が進行している。
- ・福井県の子供のいる世帯（夫婦もいる）の推移をみると、近年、子供が2人、3人の世帯が減少する一方、子供が1人の世帯はほぼ横ばいとなっている。

○世帯構成、夫婦の就業状況など属性別

- ・子供のいる世帯を核家族世帯と3世代世帯で比べると、3世代世帯の方が子供が多い傾向にある。これは、祖父母による育児支援等が得られやすいこと等が要因と考えられる。ただ、3世代世帯は近年減少、核家族世帯は増加傾向にある。
- ・夫妻の就業状況別にみると、夫婦共働きの世帯は子供が多い傾向がみられ、家庭の経済状況が子供の数に影響している。ただ、夫婦共働き世帯は、近年大きく減少する一方、「夫非就業・妻就業」、「夫・妻とも非就業」の世帯は増加傾向にある。
- ・妻の労働状況別にみると、「妻が臨時雇用」、「妻が常用雇用」の世帯は子供が多く、「妻が家事」の世帯は子供が少ない傾向がみられる。
- ・夫の就業時間別にみると、夫が週40～48時間以上就業している世帯は子供の数が多い傾向にある。夫の安定した就労は、家計にとって安定した収入が見込めることを意味しており、子供の数に影響を与えているものと思われる。
- ・世帯の延床面積別にみると、子供の多い世帯は延床面積も大きい傾向がみられる。
- ・夫婦のいる世帯、母子世帯、父子世帯別にみると、母子世帯、父子世帯では子供の数がかなり少ない傾向がみられる。なお、近年、母子世帯、父子世帯は増加傾向にある。

○子供のいない世帯

- ・子供のいる世帯と子供のいない（ともに夫婦はいる）世帯についてみると、子供のいる世帯は、近年減少する一方、子供がいない世帯は微増傾向にある。

第2部 統計表

— 掲載表 —

(労働力状態)

- 第1表 労働力状態，男女別15歳以上人口の推移—県（昭和55年～平成17年）
- 第2表 労働力状態（5区分），男女別15歳以上人口—都道府県（平成12年、17年）
- 第3表 男女別年齢別就業者数，完全失業者数—17市町（平成17年）
- 第4表 従業上の地位（7区分），男女別15歳以上就業者数—県（昭和60年～平成17年）
- 第5表 従業上の地位（7区分），男女別15歳以上就業者数—都道府県（平成17年）
- 第6表 従業上の地位（7区分），男女別15歳以上就業者数—17市町（平成17年）
- 第7表 産業（3部門），15歳以上就業者数—県（昭和55年～平成17年）
- 第8表 産業（大分類），男女別15歳以上就業者数—県（平成12、17年）
- 第9表 産業（3部門，大分類）別15歳以上就業者数—17市町（平成17年）
- 第10表 国籍別15歳以上外国人就業者数—県（平成7年～平成17年）
- 第11表 産業（大分類）別15歳以上外国人就業者数—県（平成7年～平成17年）
- 第12表 15歳以上就業者数および外国人就業者数—都道府県（平成12年、17年）
- 第13表 15歳以上就業者数および国籍別外国人就業者数—17市町（平成17年）
- 第14表 国籍（11区分），労働力状態（8区分），男女別15歳以上外国人数—県（平成17年）
- 第15表 国籍（11区分），産業（大分類），男女別15歳以上外国人就業者数—県（平成17年）

(世帯の家族類型・夫婦の労働力状態・子供)

- 第16表 世帯の家族類型（3区分），最年長が18歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数，一般世帯人員および親族人員（3世代世帯，最年長の子供が6歳未満ならびに12歳未満—再掲）—県（昭和60年～平成17年）
- 第17表 最年長が18歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数および母子世帯数，父子世帯数（最年長の子供が6歳未満ならびに12歳未満—再掲）—県（平成2年～平成17年）
- 第18表 妻の労働力状態（5区分），妻の従業上の地位（7区分），妻の年齢（5歳階級），最年長が18歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数（最年長の子供が6歳未満ならびに12歳未満—再掲）—県（昭和

60年～平成17年)

- 第19表 親との同居・非同居(4区分), 子供の年齢(5歳階級), 子供の男女別子供の数(母子世帯および父子世帯ならびに子供のいる親族世帯数-特掲) - 県(平成17年)
- 第20表 夫婦の就業・非就業(4区分), 夫の年齢(5歳階級), 妻の年齢(5歳階級)別夫婦数- 県(平成2年～平成17年)
- 第21表 夫婦の就業・非就業(4区分), 最年長が18歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数(最年長の子供が6歳未満ならびに12歳未満-再掲) - 県(昭和60年～平成17年)
- 第22表 世帯の家族類型(4区分), 親の就業・非就業(4区分), 子供の年齢(各歳), 子供の男女別子供の数(母子世帯および父子世帯ならびに子供のいる親族世帯数-特掲) - 県(平成17年)
- 第23表 妻の年齢(5歳階級), 最年長が18歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数(最年長の子供が6歳未満ならびに12歳未満-再掲) - 県(昭和60年～平成17年)
- 第24表 夫の年齢(5歳階級), 最年長が18歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数(最年長の子供が6歳未満ならびに12歳未満-再掲) - 県(昭和60年～平成17年)
- 第25表 妻の産業(大分類), 最年長が18歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数(雇用者, 最年長の子供が6歳未満ならびに12歳未満-再掲) - 県(昭和60年、平成7年～平成17年)
- 第26表 妻の就業時間(10区分), 最年長が18歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数, 平均週間就業時間および延べ週間就業時間(最年長の子供が6歳未満ならびに12歳未満-再掲) - 県(平成12年、17年)
- 第27表 夫の就業時間(10区分), 最年長が18歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数, 平均週間就業時間および延べ週間就業時間(最年長の子供が6歳未満ならびに12歳未満-再掲) - 県(平成12年、17年)
- 第28表 延べ面積(14区分), 最年長が18歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数, 1世帯当たり延べ面積(最年長の子供が6歳未満ならびに12歳未満-再掲) - 県(平成2年～平成17年)
- 第29表 妻の年齢(各歳), 子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数- 県(昭和60年～平成17年)

(参考)

— 非掲載表 —

17 市町（一部、旧 35 市町村）、その他県データ

以下の集計表は、福井県統計情報システムに掲載しています。（製本には紙面の都合上、掲載していません。）

(労働力状態)

第 14 表 国籍（11 区分）、労働力状態（8 区分）、男女別 15 歳以上外国人数－17 市町（平成 17 年）

第 15 表 国籍（11 区分）、産業（大分類）、男女別 15 歳以上外国人就業者数－17 市町（平成 17 年）

(世帯の家族類型・夫婦の労働力状態・子供)

第 16 表 世帯の家族類型（3 区分）、最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数、一般世帯人員および親族人員（3 世代世帯、最年長の子供が 6 歳未満ならびに 12 歳未満－再掲）－17 市町（平成 17 年）

第 17 表 最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数および母子世帯数、父子世帯数（最年長の子供が 6 歳未満ならびに 12 歳未満－再掲）－17 市町（平成 17 年）

第 18 表 妻の労働力状態（5 区分）、妻の従業上の地位（7 区分）、妻の年齢（5 歳階級）、最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数（最年長の子供が 6 歳未満ならびに 12 歳未満－再掲）－17 市町（平成 17 年）

第 19 表 親との同居・非同居（4 区分）、子供の年齢（5 歳階級）、子供の男女別子供の数（母子世帯及び父子世帯ならに子供のいる親族世帯数－特掲）－17 市町（平成 17 年）

第 20 表 夫婦の就業・非就業（4 区分）、夫の年齢（5 歳階級）、妻の年齢（5 歳階級）別夫婦数－17 市町（平成 17 年）

第 21 表 夫婦の就業・非就業（4 区分）、最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数（最年長の子供が 6 歳未満ならびに 12 歳未満－再掲）－17 市町（平成 17 年）

第 22 表 世帯の家族類型（4 区分）、親の就業・非就業（4 区分）、子供の年齢（各歳）、子供の男女別子供の数（母子世帯および父子世帯ならに子供のいる親族世帯数－特掲）－17 市町（平成 17 年）

第 23 表 妻の年齢（5 歳階級）、最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数（最年長の子供が 6 歳未満ならびに 12 歳未満－再

掲) -17 市町 (平成 17 年)

- 第 24 表 夫の年齢 (5 歳階級), 最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数 (最年長の子供が 6 歳未満ならびに 12 歳未満-再掲) -17 市町 (平成 17 年)
- 第 25 表 妻の産業 (大分類), 最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数 (雇用者, 最年長の子供が 6 歳未満ならびに 12 歳未満-再掲) -17 市町 (平成 17 年)
- 第 26 表 妻の就業時間 (10 区分), 最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数, 平均週間就業時間および延べ週間就業時間 (最年長の子供が 6 歳未満ならびに 12 歳未満-再掲) -17 市町 (平成 17 年)
- 第 27 表 夫の就業時間 (10 区分), 最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数, 平均週間就業時間および延べ週間就業時間 (最年長の子供が 6 歳未満ならびに 12 歳未満-再掲) -17 市町 (平成 17 年)
- 第 28 表 延べ面積 (14 区分), 最年長が 18 歳未満の子供の有無・数・年齢別夫婦のいる一般世帯数, 1 世帯当たり延べ面積 (最年長の子供が 6 歳未満ならびに 12 歳未満-再掲) -17 市町 (平成 17 年)
- 第 30 表 労働力状態 (3 区分), 産業 (大分類), 年齢 (5 歳階級), 男女別高齢単身者数 (60 歳以上の単身者-特掲) -県、17 市町 (平成 17 年)
- 第 31 表 就業時間 (10 区分), 就業の状態 (4 区分), 年齢 (5 歳階級), 男女別 15 歳以上就業者数, 平均週間就業時間および延べ週間就業時間-35 市町村 (平成 12 年、17 年)

利用上の注意

- ・統計表中の「—」は、該当数字がないもの、「0.0」は単位未満の数を示す。
- ・本書に掲載した統計表には、福井県が独自に集計した統計表が含まれており、国が公表している数字と異なる場合がある。